

【抜粋】

省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査の手引き

令和7年4月版

編集：日本建築行政会議

企画・発行：（一社）住宅性能評価・表示協会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

本手引き書の編集にあたって

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。）が令和4年6月17日に公布され、全ての建築物の新築、増築又は改築をしようとする建築主は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが義務付けられることとなり、令和7年4月1日に施行されます。同法第10条では、全ての建築物の新築等において、省エネ基準適合義務を建築基準関係規定に位置付けたことから、工事に着手する前には、住宅部分における仕様基準等を用いた場合を除き、所管行政庁や登録省エネ判定機関が省エネ基準への適合性判定を行います。完了検査時には住宅部分における仕様基準を用いた場合も含み、建築主事や指定確認検査機関が省エネ基準に係る施工状況の検査を行う仕組みになっています。

「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」は、国土交通省にもご協力をいただき、建築主事や指定確認検査機関が完了検査においてご活用いただくことを目的として編集しています。

本手引きの編集にあたっては、完了検査の申請受付時の審査や、計算対象となる部位や設備等に応じた検査上のポイントを多く盛り込むとともに、図や写真等を用いて分かり易く表現し解説するよう配慮しています。

本手引きについて、今後、建築主事や指定確認検査機関の確認検査員を始め、広く建築物省エネ法に携わる関係者の皆様にご活用していただければ幸いです。

終わりに、本書の編集にあたり、一般社団法人住宅性能評価・表示協会及び同協会の省エネ適判部会の皆様、その他多くの関係者の皆様のご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

目 次

■はじめに	
1. 省エネ基準に係る完了検査等	1
2. 本手引きの目的	1
3. 使用に際しての留意点	1
4. 本手引きで使用する用語等の定義	2
■第1章 完了検査の手続き	
1. 完了検査に係る手続きの流れ	4
2. 受付時の申請書類の審査	5
3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査	8
■第2章 完了検査の内容	
1. 住宅部分の完了検査の内容	10
2. 非住宅部分の完了検査の内容	45
■第3章 仮使用認定時の手続きについて	
1. 仮使用認定に係る手続きの流れ	96
2. 受付時の仮使用認定申請書類の審査	97
3. 仮使用の部分における省エネ基準適合に係る審査等	98
■第4章 軽微な変更説明書の確認	
1. 軽微な変更の概要	99
2. 住宅部分の軽微な変更説明書の確認	101
2. 非住宅部分の軽微な変更説明書の確認	107
■第5章 Q A集	
■第6章 参考資料等	
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準工事監理報告書（仕様基準） ・省エネ基準工事監理報告書（標準計算） ・省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版）） ・省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法） ・省エネ基準工事監理報告書（標準入力法） ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（仕様基準） ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準計算） ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法（小規模版）） ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（モデル建物法） ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準入力法） ・建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査チェックシート（標準共通） ・住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国交省告示第266号） ・参考条文等 	

はじめに

1. 省エネ基準に係る完了検査等

建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第10条の規定により、建築基準関係規定とみなされているため、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）は、下記の①及び②を確認しなければならない。

- ① 建築確認時に、計画が省エネ基準に適合することを、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書等により確認すること
- ② 完了検査時に、建築物が省エネ基準に適合することを、他の建築基準関係規定と同様に現場検査等により確認すること

ただし、建築確認の対象外となる建築物や、建築基準法における審査・検査省略の対象である建築物（都市計画区域・準都市計画区域内の建築物で、建築士が設計・工事監理を行った平家建て200㎡以下の建築物。）は除外されるほか、建築等のうち増築又は改築を行う場合にあっては、当該増築又は改築を行う建築物の部分について、上記①及び②の適合確認を行うこととなる。

2. 本手引きの目的

本手引きは、前記1の経緯のもと、一般的に用いられる省エネ基準適合方法を対象とし、建築主事、建築副主事、確認検査員及び副確認検査員（特に建築物エネルギー消費性能適合性判定員ではない者。）が省エネ基準に係る完了検査（仮使用する場合を含む。）を行う際に、活用することを想定して作成している。

3. 使用に際しての留意点

本手引きは、省エネ基準に係る完了検査及び仮使用認定時の省エネ基準適合の確認における基本的な検査事項や検査方法を示したものである。特定行政庁や指定確認検査機関の判断において、本手引きに記載された現場検査の検査事項を抜粋して検査を行うことや、より詳細な検査を行うことを妨げるものではない。

4. 本手引きで使用する用語等の定義

本手引きで使用する、用語等の定義は下表のとおりとする。必ずしも各法令等に基づく定義とは同一ではないため、注意する必要がある。

本手引きで用いた用語等	
用語	定義等
建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律をいう。
建築主事	建築主事及び建築副主事をいう。
確認検査員	確認検査員及び副確認検査員をいう。
建築主事等	建築主事及び確認検査員をいう。
建築物エネルギー消費性能基準、省エネ基準	建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
建築物エネルギー消費性能確保計画、省エネ計画書	特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分。）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。
省エネ適判	建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定。）をいう。
仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国交省告示第 266 号）をいう。
誘導仕様基準	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国交省告示第 1106 号）をいう。
仕様基準等	仕様基準及び誘導仕様基準をいう。
修繕等	建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。
特定建築行為	適合義務対象となる建築物の建築（建築基準法第 6 条第 1 項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るものを除く。）をいう。

高い開放性を有する部分	壁を有しないこと、もしくは、内部に間仕切り壁又は戸（ふすま、障子等除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上である部分をいう。
建築研究所	国立研究開発法人建築研究所をいう。
住宅 Web プログラム、非住宅 Web プログラム	建築研究所が、建築物省エネ法に準拠したエネルギー消費性能（外皮性能を含む。）の算定方法として、ホームページ上で公開する計算プログラムをいう。
建研技術情報	建築研究所が、建築物省エネ法に準拠したエネルギー消費性能（外皮性能を含む。）の算定方法に関する技術情報として、ホームページ上で公開する情報をいう。
住宅品質確保法	住宅の品質確保の促進等に関する法律をいう。
長期優良住宅普及促進法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律をいう。
エコまち法	都市の低炭素化の促進に関する法律をいう。

第1章 完了検査の手続き

1. 完了検査に係る手続きの流れ

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）（参考：本書p147に指針告示（抄）を掲載。）において、建築主事等が行う完了検査に関する指針が定められている。この指針に則って、省エネ基準への適合義務対象建築物に係る審査及び検査の手続きの流れを図1-1に示す。

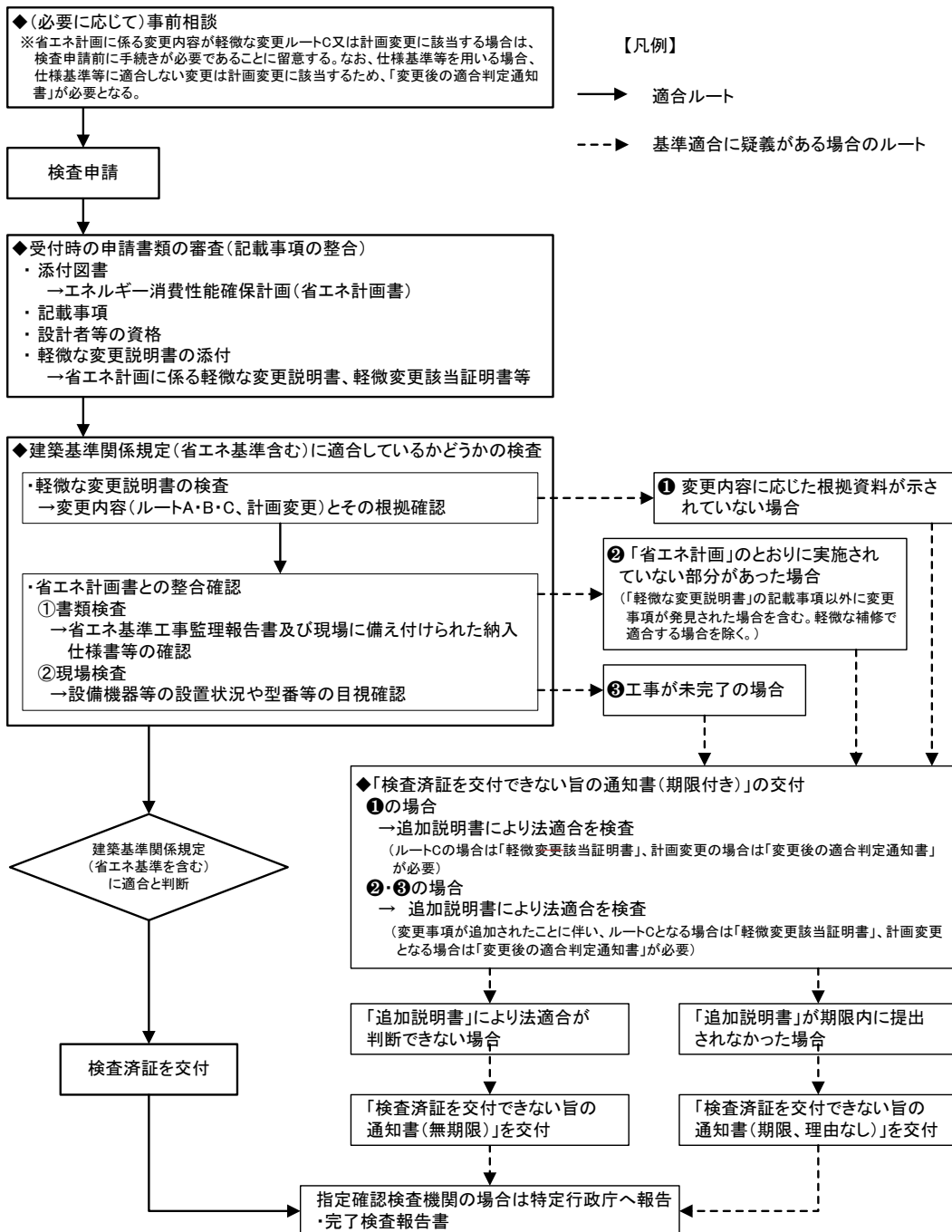


図1-1 省エネ基準に係る完了検査の流れ

2. 受付時の申請書類の審査

指針告示第 3 第 2 項では、受付時の申請書類の審査方法が規定されている。同項に規定された審査方法について、省エネ基準に適合していることを確認するための審査のポイントを次の(1)及び(2)にまとめる。

(1) 完了検査申請時の図書の確認

建築物省エネ法第 10 条第 1 項が建築基準関係規定とみなされるため、完了検査申請においては、申請書に省エネに関する必要事項の記載や関係図書等の提出が必要になる（建築基準法施行規則第 4 条第 1 項。同規則第 4 条の 4 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）。省エネ基準への適合義務対象建築物に関する申請図書等は下表のとおりであり、完了検査申請時には、これらの図書等が揃っていることを確認する必要がある。

表 1-1 省エネ基準に係る完了検査に関する図書等

■様式	
別記第 19 号様式	完了検査申請書（工事完了通知書）
■添付図書等	
第四号	イ 省エネ適判を受けた場合、省エネ適判に要した図書及び書類（計画変更の省エネ適判を受けた場合は、当該省エネ適判に要した図書及び書類を含む。以下変更等があった場合は同様。） ロ 住宅品質確保法に基づく設計住宅性能評価を受けた場合、設計住宅性能評価に要した図書及び書類（エネルギー消費性能に係るものに限る。） ハ 住宅品質確保法に基づく建設住宅性能を受けた場合、検査報告書またはその写し ニ 長期優良住宅普及促進法に基づく認定または住宅品質確保法に基づく確認を受けた場合、認定等に要した図書及び書類（エネルギー消費性能に係るものに限る。） ホ ^(注) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 8 条各号に掲げる場合（大臣認定、性能向上計画認定、低炭素建築物認定）、認定等に要した図書及び書類
第五号	軽微な変更説明書（令和 6 年 11 月 12 日付け技術的助言（国住参建第 2615 号）第 2 8、P158 参照）
第六号	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類

(注) 認定の別に応じて、建築基準法施行規則第 4 条第 1 項第四号ホ(1)から(3)までの図書及び書類の提出を要する。

次のア)～エ)において、それぞれの図書及び書類の確認事項を解説する。

ア) 完了検査申請書

完了検査申請書には、省エネに関する事項を記載する必要がある。具体的には次の①及び②のとおり。

- ① 第二面の【4. 工事監理者】【ト. 工事と照合した設計図書】欄に、確認申請に係る設計図書のほか、省エネ適判に要した設計図書が記載されていることを確認する。
- ② 第四面の備考欄に、省エネ基準に係る工事監理の状況が記載されていること、又は、当該様式の備考欄を補足するものとして「省エネ基準工事監理報告書」(P119からP124参考資料を参照)が添付されていることを確認する。

イ) 第四号の図書(省エネ適判に要した図書及び書類)

第四号イでは、省エネ適判に要する図書及び書類のうち、具体的な省エネ措置等が示された図書等は、建築確認時に建築主事等に提出されていないため、完了検査時に提出を受けることを記載している。計画変更の省エネ適判を受けている場合は、変更時の省エネ適判に要した図書等について、合わせて提出を受けることが必要である。

令和7年4月から省エネ基準適合義務対象となる住宅部分に関しては、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為として国土交通省令で定める方法として、仕様基準等や住宅品質確保法に基づく住宅性能評価や長期使用構造等であることの確認、あるいは長期優良住宅普及促進法第5条に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定などの活用が定められた。ここで仕様基準等を用いる場合は確認申請添付図書に具体的な省エネ措置等の記載が行われるが、それ以外の住宅性能評価などを活用する場合は、当該評価などに要した図書等の添付を行うことが第四号ロからニに記載されている。これらを用いた場合の計画変更と完了検査申請の提出書類については、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について(技術的助言)(令和6年11月12日付国住参建第2615号)第2-3.(2)及び4.(4)に記載されており、本書P158に抜粋を掲載しているため参照されたい。

省エネ基準への適合義務対象建築物に係る完了検査は、申請に係る建築物の工事が、これらの図書等のとおり実施されたものであるかどうかを確認することにより行われる。

なお、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について(技術的助言)(平成29年3月15日付国住建環第215号。以下「施行通知」という。本書P149に施行通知(抜粋)を掲載。)」2.(3)①に基づき、完了検査を行う建築主事が所属する特定行政庁と省エネ適判を行う所管行政庁(完了検査を行う指定確認検査機関と省エネ適判を行う登録省エネ判定機関。)が同一の場合においては、これらの図書等の提出方法について、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、申請者に完了検査時に省エネ適判に要した図書等の提出を求めない等合理的な運用をすることは差し支えない。

また、第四号ホでは、建築物省エネ法第16条に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定、建築物省エネ法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、

エコまち法第 53 条に基づく低炭素建築物の認定など、省エネ適判のみなし規定が置かれている認定制度に基づく手続きを行った場合には、省エネ適判に要した図書等に代わり、当該認定に要した図書等の提出を受けることが必要であることを記載している。

ウ) 第五号の図書（軽微な変更説明書）

直前の確認済証の交付日以降に省エネ計画等の変更（建築物省エネ法施行規則第 5 条に規定する軽微な変更を含む。）があった場合、その内容が建築基準法施行規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する軽微な変更該当することを説明した「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認する。また併せて、完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に記載された、軽微な変更の概要についても確認する。

非住宅部分のテナントビル等においては、店舗等の施工業者が省エネ計画書に記載のない設備機器を設置するケース等、省エネ適判申請の内容と異なる施工状況が生じ得るが、この場合も変更内容に応じて「軽微な変更説明書」等の添付が必要となる。詳細は第 4 章において記載する。

このため、この点について、完了検査を受けようとする申請者に注意喚起することが望ましい。

エ) 第六号の図書（特定行政庁が規則で定める書類）

特定行政庁が「省エネ基準工事監理報告書」又は類似の様式を「工事監理の状況を把握するために必要な書類」として規則で定めている場合は、所定の様式が添付されていることを確認する。

(2) 記載事項の整合性の確認

(1) に掲げる図書等について、記載事項が相互に整合していることを確認する。具体的には、

- ・完了検査申請書第二面に記載される工事監理者と、「省エネ基準工事監理報告書」に記載される工事監理者との整合
- ・省エネ適判に要した図書等と軽微な変更説明書との整合 等

について、確認を行う。

3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査

指針告示第3第3項では、申請に係る建築物が、建築基準関係規定（省エネ基準を含む。）に適合しているかどうかを検査するための方法が規定されている。同項に規定された検査方法について、省エネ基準への適合に係る検査のポイントを次の（1）及び（2）にまとめる。

（1）軽微な変更説明書の確認

「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを下記のとおり確認する。詳細は第4章において記載する。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する変更であることについて、例えば、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する（建築基準法施行規則第3条の2第1項第16号、平成28年国土交通省告示第1438号による）。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更であることについて、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを説明した資料が添付されていることを確認する（建築基準法施行規則第3条の2第1項第1～15号による）。

（2）省エネ適判に要した図書等との整合確認

建築主事等は、完了検査において、建築基準関係規定（省エネ基準を含む。）に適合していることを検査しなければならないが、これらについて、工事の全ての部分を悉皆的に実地検査することは膨大な手間と時間を要するため、事実上困難であり、かつ、合理的ではない。省エネ基準に関する検査の密度については、従来からの建築基準関係規定に関する検査の密度と同程度で実施すれば差し支えなく、例えば、省エネ基準工事監理報告書及びこれを補完する資料に基づき、次の①及び②の確認方法により検査することが、効率的であり、合理的である。

①書類検査

省エネ基準工事監理報告書及びこれを補完する資料（現場に備え付けられた納入仕様書等の施工関連図書。）を確認することにより、工事監理の状況を把握し、検査する。

工事監理の状況把握・検査にあたっては、省エネ基準工事監理報告書において、工事監理者が各報告事項について、表1-2のいずれかの確認方法により確認したことが示されているため、その確認方法に応じた検査を行うことが合理的である。

なお、建材の性能や設備の能力については、工事監理者は表1-2による納入仕様書等の確認に加え、当該納入仕様書等に記載された性能・能力が所定の規格に基づく適切なものであることについて、性能根拠書類（JIS製品認証書等の第三者認証書や自己適合宣言書。）を製造者のホームページや各製造者のホームページのリンク集である「温熱・省エネ設備

機器等ポータル（住宅版）（非住宅版）※」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会）等により確認することとされている。完了検査においては、一般的には、これらを書類検査する必要性は低いですが、工事監理の状況に応じ、場合によってはホームページ等の確認状況を確認することも考えられる。

※URL : <https://www.hyokakyokai.or.jp/> （一社）住宅性能評価・表示協会の HP に掲載

表 1-2 工事監理者による確認方法

確認方法		概要
A	目視による立会確認	工事監理者が立会いし、目視で確認した場合が該当する。例えば窓のブラインドボックスの設置など目視で容易に確認できる事項が対象となる。
B	計測等による立会確認	工事監理者が立会いし、計測等を伴う方法で確認した場合が該当する。例えば断熱材の施工厚の確認などが想定される。
C	施工計画書、納入仕様書、試験成績書等による確認	個別の工事ごとに作成する工事概要、体制、工程、設備・資材計画、点検方法、検査方法、安全管理方法等の計画など（施工計画書等）により確認した場合が該当する。また、設備機器等の性能について、納入仕様書や試験成績書等で確認した場合も該当する。

②現場検査

①の工事監理状況の把握、検査に基づき、建築主事等は実施する検査の密度を判断し、現場検査を実施する。検査においては、設備機器等の設置状況や型番等の目視確認を行う。

ただし、検査対象となる設備機器等は、完了検査時点では既に仕上げ材等により隠蔽され点検口からも目視できない（天井内に設置する設備等。）、又は、工場で様々な構成機器を組み立て、現場では設置のみを行う（空調制御や照明制御等の設備。）など、完了検査の段階で目視確認をすることが困難な場合も多い。

なお、完了検査は省エネ計画書（仕様基準等を用いる場合は確認申請添付図書。）とおりに施工されていることを現場で確認することにより行う。そのため住宅部分の入居者や、非住宅部分における入居の決まった事業者等（テナント）が、自ら手配し省エネ計画書に記載の無い設備機器等を設置することも考えられるため、確認済証の交付に際しては、完了検査時点における設備機器等の設置状況について注意するよう申請者に伝えるなど、配慮することが望ましい。

第2章 完了検査の内容

1. 住宅部分の完了検査の内容

省エネ基準への適合は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める計算法により、確認を行うことが定められている。具体的に住宅部分にあつては、基準省令第1条第1項第2号イ（1）（以下「標準計算」という。）または基準省令第1条第1項第2号イ（2）（以下「仕様基準」という。）のいずれか、もしくは技術的助言（令和5年10月11日付国住参建第2270号・国住生第197号）に基づく方法（以下「仕様・計算併用法」という。）が用いられることとなる。

表 2-1-1 住宅部分の計算法等一覧

計算法等	規模等の制限	備考
標準計算	無し	気候風土適応住宅の場合には、基準設定仕様相当の外皮性能を持っているとみなして、一次エネルギー消費性能について評価する。
仕様・計算併用法	無し	外皮性能、一次エネルギー消費性能のいずれかに仕様基準を用い、それ以外は標準計算により基準適合を確認する方法で、省エネ適合性判定は必要となる。
仕様基準	無し	外皮性能、一次エネルギー消費性能とも仕様基準により基準適合を確認する場合（気候風土適応住宅の場合は、外皮性能に係る部分を除く。）には、省エネ適合性判定不要。なお、共同住宅の共用部に適用はできない。

ここで、標準計算とは、外皮性能について、壁、窓、屋根等の熱的境界となる各部位の寸法等（高さ・面積など）や、具体の当該部位の納まりによって生ずる構造熱橋部を勘案する詳細な計算を行うと共に、一次エネルギー消費性能に関しては、国立研究開発法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）のホームページ上に設けられた「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム（以下「住宅 Web プログラム」という。）」を使用し、詳細な設備機器性能等を用いて計算を行う方法となっている。標準計算を用いて計算を行った住宅の完了検査に際しては、これら詳細な情報や性能が確認・検査の対象となる。

一方、仕様基準とは、外皮性能について、建築物の種類や壁、窓、屋根等の熱的境界となる各部位の構造や断熱材施工法（内断熱か外断熱かなど。）に応じて基準値を定めていると共に、一次エネルギー消費性能に関しては、設備機器の種別に応じた必要性能を定める基準となっている。仕様基準には、より高い省エネ性能の仕様を定めた誘導仕様基準も設けられているが、当該基準を用いることも可能となっている。本手引きは仕様基準について記載を行うが、誘導仕様基準を用いた場合も同様の手順で審査を行うことが可能となっている。これら仕様基準等を用いた住宅の完了検査に際しては、外皮の各部位の仕様や、使用する設備機器等が仕様基準を満たす仕様と

なっていることが確認・検査の対象となる。仕様基準等は標準計算と比較し、容易に必要な情報を申請図書等に明示することができるため、省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定め、基準適合を確認する場合には省エネ適判が不要な、通常の建築確認での審査事項として位置付けられている。

最後に、仕様・計算併用法は、標準計算及び仕様基準等を併用する方法であり、省エネ適判を受けることが必要な計算方法としている。

なお、共同住宅等の共用部は、申請者の判断により省エネ計算の対象に含めるか否かが分かれるが、計算対象とした場合は非住宅部分の計算法（標準入力法）を用い、住宅部分の計算法や仕様基準等、モデル建物法（小規模版含む。）の適用はできない。

本手引きでは、一般的に広く用いられることが想定される、仕様基準における完了検査の方法について、以下の観点で検査上のポイントや、詳細な設備機器等の性能確認に関する情報を補足し、解説を行っている。誘導仕様基準や標準計算により省エネ基準適合を行った住宅の完了検査に関しても、これらの検査事項や検査方法を参照するなどして、本手引きを活用することも考えられる。

【検査対象】

仕様基準では、一部の室に設けられた設備機器のみが検査対象となる場合（例えば、照明器具では、非居室の器具のみが対象となり、主たる居室及びその他居室の照明器具は検査対象とされない。）がある他、入居後に各住戸に設置される設備機器は仕様基準の対象とならないなど、検査対象部分／検査対象外部分とその内容を確認した上で、検査を行うことが必要となる。

なお、増改築については増改築を行った部分（建築基準法第6条第1項に基づく増築面積が10㎡以上の建築確認対象。）のみが検査対象となり、当該部分以外は検査対象外となる。

【検査事項・検査方法】

各事項について、詳細な検査事項毎に、2種類の検査方法（①施工関連図書の確認、②目視による確認。）についての対応可否を記載

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例等。）】

検査にあたって、確認を行う対象となる断熱材等の貼付ラベル、各設備機器の型番の表示や施工関連図書の具体例を記載

次の表では、仕様基準で検査の対象となる設計仕様等の一覧を表2-1-2に、省エネ基準工事監理報告書の報告事項及びこれに対応した検査事項の一覧を、表2-1-3に記載する。

なお、設備機器や制御機器については、動作確認等により、その省エネ性能を確認することは困難であるため、検査で動作確認等を行う必要はない（施工関連図書の確認や目視確認により、設置状況等の確認を行えばよい。）。

表 2-1-2 仕様基準の設計仕様の一覧

区分		仕様基準の仕様項目
外皮	全体	仕様基準の対象部位
		建築物の種類（建て方）
	外皮	部位の構造及び工法
		断熱材の施工法
		部位の熱貫流率
		部位の断熱材の熱抵抗値
		外装材の熱抵抗（S造）
		一般部を貫通する金属部材の有無（S造）
		断熱材を施工する箇所の区分（S造）
		構造熱橋部の断熱材の施工法（RC造等）
		断熱補強の範囲（RC造等）
		断熱補強の熱抵抗（RC造等）
	開口部	開口部の熱貫流率
		窓の日射熱取得率
ガラスの日射熱取得率		
付属部材の有無		
ひさし、軒等の有無		
暖房	全体	暖房方式
	熱源	暖房設備の種類及びその効率
冷房	全体	冷房方式
	熱源	冷房設備の種類及びその効率
全般換気		比消費電力
		換気方式
		ダクトの内径
		電動機の仕様
照明		非居室の照明設備の種類
給湯		給湯器の種類
		給湯器の効率等

表 2-1-3 仕様基準の検査事項の概要

省エネ基準工事監理報告書		検査事項の概要
項目	報告事項	
1 外皮	① 断熱材等の仕様、設置状況	断熱工法、断熱材や断熱補強（RC造）等の種類、厚さ、施工部位
	② 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む。）	開口部性能の確認方法等に応じた窓(ガラス、建具等)の仕様、付属部材（障子、外付けブラインド等）や庇の設置状況
2 暖房設備	① 暖房方式	住宅の暖房方式
	② 暖房設備の仕様、設置状況	居室の暖房設備の熱源機種、効率（熱効率、暖房能力、消費電力）、配管の断熱被覆（温水暖房用パネルラジエーター）
3 冷房設備	① 冷房方式	住宅の冷房方式
	② 冷房設備の仕様、設置状況	居室の冷房設備の種別、効率（冷房能力、消費電力）
4 全般換気設備	① 全般換気設備の仕様、設置状況	換気方式、換気設備の比消費電力、直流電動機の使用、ダクトの内径
5 照明設備	① 照明設備の仕様、設置状況	非居室の照明設備の種別
6 給湯設備	① 給湯器の仕様、設置状況	給湯器の熱源機種、効率（熱効率、年間給湯保温効率、年間給湯効率）

次頁以降で、各項目の検査のポイントを記載する。

1. 外皮 ① 断熱材の仕様・設置状況

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、暖冷房設備のエネルギー消費性能に影響を及ぼす外壁、屋根、床等の断熱仕様について適用基準の選択を行う。適用基準としては、部位の層構成に応じて計算により求める熱貫流率による基準と、部位に設置する断熱材の熱抵抗値による基準の2通りの方法があり、前者に関しては断熱材のみではなく、各部位の熱貫流率の計算に加算している合板やせっこうボードなどの面材が、図書どおりに施工されていることを完了検査時に確認を行うこととなる。

なお、仕様基準で検査対象となる部位は、図 2-1-1 に示す断熱構造とする部分が対象となる。ただし、共同住宅等において隣接空間が住戸と同様の熱的環境となる場合の界壁や界床は仕様基準の適用対象外（検査の対象とならない。）となる他、以下の①から④の部位に関しては、断熱構造化を行わなくても良いこととされているため、検査対象外である。

- ① 車庫、物置などの居室に面しない部位
- ② 外気に通じる床裏に位置する基礎、外気に通じる小屋裏の外壁など
- ③ 外壁から突き出した庇、バルコニーなど
- ④ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分

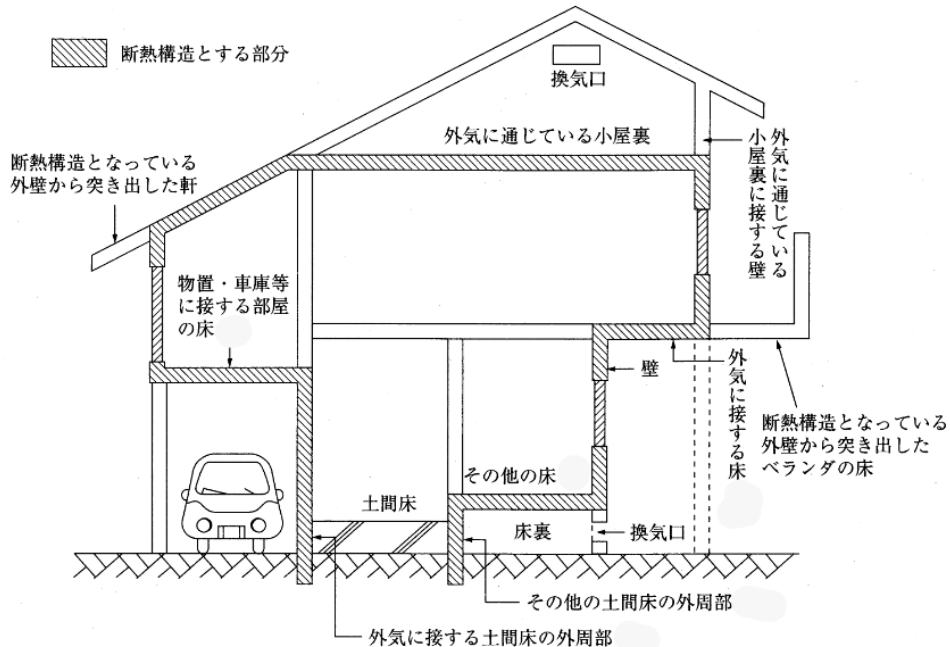


図 2-1-1 断熱構造とする部分

なお上記以外にも、一般的な大きさ（600 角程度）の点検口や給排気口あるいはコンセントボックス等の設置箇所など、断熱材を基準どおりに設けることが施工上難しい部分については、対象外として差し支えない。

【検査事項・検査方法】

各部位の断熱材は通常隠蔽されていることから、目視検査が困難な場合が多い。このため検査に際しては、代表となる部位等における主要な断熱材（部位の熱貫流率の計算を行う場合は、層を構成する面材等も含む。以下「断熱材等」という。）について、施工関連図書により施工状況を確認する。

表 2-1-4 断熱材等の仕様・設置状況の検査事項・検査方法（仕様基準）

報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書、写真等)	目視
断熱材等の仕様、 設置・施工状況	仕様基準の対象部位・ 工法の確認（仕様基準 対象部位のみ）	△	
	層構成の種類・厚さ（又 は性能）	○	
	断熱材の種類・厚さ（又 は性能）	○	
	断熱材等の設置・施工 状況	○	
	構造熱橋部の断熱補強 等の仕様・範囲	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-1-2 断熱材の施工写真の例（RC 共同住宅の外壁部分）

部位U値計算シート <部位> の熱貫流率【木造用】

1) 簡略計算法①（面積比率法）による部位熱貫流率-2

（ 外壁（通気層） ）の実質熱貫流率 W/ (mK)				
仕様番号	部 分 名		一般部	熱橋部
	熱橋面積比		0.830	0.170
外壁1	熱伝導率λ W/(m・K)	厚さd m	d/λ m・K/W	
熱伝達抵抗 R _{si}	—	—	0.110	0.110
柱・間柱	0.120	0.105	0.875	
グラスウールHG16-36	0.036	0.105	2.917	
構造用合板	0.160	0.012	0.075	0.075
熱伝達抵抗 R _{se}	—	—	0.110	0.110
熱貫流抵抗 ΣR=Σ (d _i /λ _i)			3.212	1.170
熱貫流率 U _n =1/ΣR			0.311	0.855
平均熱貫流率 U _i =Σ (a _{in} ・U _n)			0.404	

図 2-1-3 部位の熱貫流率計算シートの例（充填断熱）

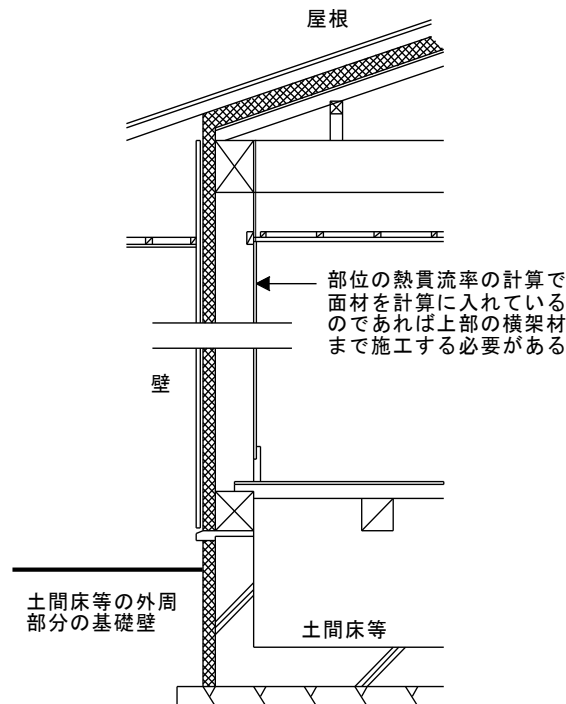


図 2-1-4 熱貫流率に係る仕様基準適用の考え方（外張り断熱）

なお、部位の熱抵抗による基準では、断熱材の種類と厚さを確認すれば、仕様基準で定める熱抵抗の値も分かる（表 2-1-5 参照。）ため、軽微変更があった場合なども、現場での検査が容易となっている。

表 2-1-5 断熱材等の種類、厚みに応じた熱抵抗値の早見表

(繊維系断熱材)

分類	断熱材名称 (JIS A9521)	熱伝 導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値 (m ² · K) /W								
			50mm	89mm	90mm	95mm	105mm	120mm	140mm	155mm	
繊維系 断熱材	グラスウール断熱材 (右欄記号中の 「XX」は複数種類あ るため略)	通常品10-50	0.050	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.8	3.1
		通常品10-49	0.049	1.0	1.8	1.8	1.9	2.1	2.4	2.9	3.2
		通常品10-48	0.048	1.0	1.9	1.9	2.0	2.2	2.5	2.9	3.2
		高性能品HG10-47	0.047	1.1	1.9	1.9	2.0	2.2	2.6	3.0	3.3
		高性能品HG10-46	0.046	1.1	1.9	2.0	2.1	2.3	2.6	3.0	3.4
		通常品XX-45、高性能品HG10-45	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		通常品XX-44、高性能品HG10-44	0.044	1.1	2.0	2.0	2.2	2.4	2.7	3.2	3.5
		高性能品HGXX-43	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
		通常品20-42、高性能品HG12-42	0.042	1.2	2.1	2.1	2.3	2.5	2.9	3.3	3.7
		通常品20-41、高性能品HG12-41	0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8
		通常品20-40	0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9
		通常品24-38、高性能品HGXX-38	0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1
		高性能品HGXX-37	0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2
		通常品XX-36、高性能品HGXX-36	0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3
		通常品XX-35、高性能品HGXX-35	0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4
		高性能品HGXX-34	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6
	通常品XX-33、高性能品HGXX-33	0.033	1.5	2.7	2.7	2.9	3.2	3.6	4.2	4.7	
	高性能品HGXX-32	0.032	1.6	2.8	2.8	3.0	3.3	3.8	4.4	4.8	
	高性能品HGXX-31	0.031	1.6	2.9	2.9	3.1	3.4	3.9	4.5	5.0	
	ロックウール断熱材	LA	0.045	1.1	2.0	2.0	2.1	2.3	2.7	3.1	3.4
		LB	0.043	1.2	2.1	2.1	2.2	2.4	2.8	3.3	3.6
LC		0.041	1.2	2.2	2.2	2.3	2.6	2.9	3.4	3.8	
LD		0.039	1.3	2.3	2.3	2.4	2.7	3.1	3.6	4.0	
MA		0.038	1.3	2.3	2.4	2.5	2.8	3.2	3.7	4.1	
MB		0.037	1.4	2.4	2.4	2.6	2.8	3.2	3.8	4.2	
MC、HA		0.036	1.4	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3	3.9	4.3	
HB		0.035	1.4	2.5	2.6	2.7	3.0	3.4	4.0	4.4	
HC	0.034	1.5	2.6	2.6	2.8	3.1	3.5	4.1	4.6		
インシュレーションファイバー断熱材ファイバーマット	0.040	1.3	2.2	2.3	2.4	2.6	3.0	3.5	3.9		
インシュレーションファイバー断熱材ファイバーボード	0.052	1.0	1.7	1.7	1.8	2.0	2.3	2.7	3.0		

(プラスチック系断熱材)

分類	断熱材名称 (JIS A9521、JIS A9526)		熱伝導率	断熱厚さに応じた熱抵抗値 (m ² ・K) /W										
				20mm	25mm	30mm	35mm	40mm	50mm	60mm	90mm	105mm	120mm	150mm
ポリスチレンフォーム断熱材	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	1号	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2号	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		3号	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		4号	0.041	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	2.9	3.7
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	1種bA	0.040	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	1.3	1.5	2.3	2.6	3.0	3.8
		1種bB	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9
		1種bC	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2
		2種bA	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4
		2種bB	0.032	0.6	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9	2.8	3.3	3.8	4.7
		2種bC	0.030	0.7	0.8	1.0	1.2	1.3	1.7	2.0	3.0	3.5	4.0	5.0
		3種aA	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種aB	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
		3種aC	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		3種aD	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8
		3種bA	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
		3種bB	0.026	0.8	1.0	1.2	1.3	1.5	1.9	2.3	3.5	4.0	4.6	5.8
3種bC	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3		
3種bD	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8		
ウレタンフォーム断熱材	硬質ウレタンフォーム断熱材	1種	0.029	0.7	0.9	1.0	1.2	1.4	1.7	2.1	3.1	3.6	4.1	5.2
		2種1号	0.023	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.2	2.6	3.9	4.6	5.2	6.5
		2種2号	0.024	0.8	1.0	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.8	4.4	5.0	6.3
		2種3号	0.027	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.2	3.3	3.9	4.4	5.6
		2種4号	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4
	吹付け硬質ウレタンフォーム	A種1	0.034	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.5	4.4
		A種3	0.040	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	2.2	2.6	3.0	3.7
ポリエチレンフォーム断熱材	1種1号、1種2号	0.042	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4	2.1	2.5	2.9	3.6	
	2種	0.038	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	2.4	2.8	3.2	3.9	
	3種	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4	
フェノールフォーム断熱材 (右欄記号中の「X」は1～3の数値全て共通の値となる。)	1種X号AⅠ、AⅡ	0.022	0.9	1.1	1.4	1.6	1.8	2.3	2.7	4.1	4.8	5.5	6.8	
	1種X号BⅠ、BⅡ	0.021	1.0	1.2	1.4	1.7	1.9	2.4	2.9	4.3	5.0	5.7	7.1	
	1種X号CⅠ、CⅡ	0.020	1.0	1.3	1.5	1.8	2.0	2.5	3.0	4.5	5.3	6.0	7.5	
	1種X号DⅠ、DⅡ	0.019	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.6	3.2	4.7	5.5	6.3	7.9	
	1種X号EⅠ、EⅡ	0.018	1.1	1.4	1.7	1.9	2.2	2.8	3.3	5.0	5.8	6.7	8.3	
	2種1号AⅠ、AⅡ	0.036	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1	1.4	1.7	2.5	2.9	3.3	4.2	
	2種2号AⅠ、AⅡ	0.034	0.6	0.7	0.9	1.0	1.2	1.5	1.8	2.6	3.1	3.5	4.4	
	2種3号AⅠ、AⅡ	0.028	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	3.2	3.8	4.3	5.4	
	3種1号AⅠ、AⅡ	0.035	0.6	0.7	0.9	1.0	1.1	1.4	1.7	2.6	3.0	3.4	4.3	

1. 外皮 ② 窓の仕様・設置状況

(仕様基準)

【検査対象】

住宅部分の外皮のうち開口部（窓及びドア。以下同じ。）については、暖冷房設備のエネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす熱貫流率等の熱性能に関する確認を行う。仕様基準による申請の完了検査においては、申請に用いられる開口部の熱性能の求め方に応じ、開口部を構成する枠やガラスの仕様あるいは寸法など、全てが申請どおりに設置されていることを確認する。

また、仕様基準では、開口部の断熱性能のほか、日射遮蔽性能に関して開口部の面する方位や、和障子・外付けブラインド、あるいは日射遮蔽上有効なひさし等の有無などの仕様基準も設けられている。

【検査事項・検査方法】

開口部の熱性能の求め方には複数の方法が存在し、それぞれの方法に応じて検査項目が異なることとなる。方法によって示される開口部の断熱性能等の値は大きく異なることとなるため、検査の際は注意する必要がある。

以下に、開口部の熱性能を求める方法と、その検査項目の概要を記載する。

開口部のうち窓の熱貫流率を求める方法は、以下の①から④に分かれている。一般的な設計図書に記載されている枠やガラスの種別を用いる方法は①に該当するが、それ以外の方法による場合は、設計図書に詳細な性能や仕様の記載が必要になると共に、検査対象となる項目がより多岐にわたるため注意する必要がある。①から④の方法に応じた具体的な検査項目は、表 2-1-6 を参照して頂きたい。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 建具仕様及びガラスの熱貫流率に基づく窓の熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS 等に基づく試験や計算により求めた窓の熱貫流率
- ④ JIS 等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めた窓の熱貫流率

表 2-1-6 窓の熱貫流率を示す方法に応じた検査項目

	設計図書等の記載内容*1	記載例	窓の熱貫流率を示す方法				検査項目
			①	②	③	④	
1	製品名（建具）	×社△△△、アングル付	○	○	○	○	建具の製品名
2	建具仕様	アルミ枠	○	○	○	○	窓枠の種別
3	窓種	引違い、アングル付き	○	○	○	○	窓種
4	製品名（ガラス）	×社×××	○	○	○	○	ガラスの製品名等

5	ガラス仕様	複層ガラス (FL3 + A12 + FL3)	○	○	○	○	ガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
6	スペーサー種別	樹脂スペーサー	/	/	○	○	複層ガラス端部のスペーサーの種別 (金属・樹脂)
7	ガラス熱貫流率	$U_g=2.9$	/	○	○	○	ガラスの熱貫流率
8	窓寸法 ^{※2}	W1,600×H1,800	/	/	○	/	開口部の大きさ

※1 記載内容において、

- ・「製品名 (建具)」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具又は樹脂製建具、木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製建具又はその他の別をいう。
- ・「窓種」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式をいう。
- ・「製品名 (ガラス)」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材 (スペーサー) の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、ガラスの熱貫流率 (U_g) をいう。
- ・「窓寸法」とは、窓の大きさ (高さ、幅) をいう。

※2 仕様基準の窓の熱貫流率において、窓の面積 (当該窓が 2 以上の場合においては、その合計の面積) が住戸の床面積に 0.02 を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、方法に関わらず窓寸法の確認が必要となる。

次に窓の熱性能のうち日射遮蔽性能に関しては、仕様基準では以下の①から⑥の方法を定めている。窓の熱貫流率と同様に、一般的な設計図書に記載されている枠やガラスの種別を用いる方法は①に該当するが、それ以外の方法による場合の具体的な検査項目は、表 2-1-7 を参照して頂きたい。

- ① 建具及びガラス仕様に基づく窓の日射熱取得率 (建研技術情報に定める方法)
- ② 建具の仕様及びガラスの日射熱取得率に基づく窓の日射熱取得率 (建研技術情報に定める方法)
- ③ JIS 等に基づく試験あるいは計算による窓の日射熱取得率
- ④ JIS 等に基づいて算定されたガラスの日射熱取得率

- ⑤ 付属部材（紙障子、外付けブラインド等）の設置
- ⑥ ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部の下場までの高さの0.3倍以上のもの。以下同じ。）の設置

表 2-1-7 窓の日射遮蔽性能を示す方法に応じた検査項目

	設計図書等の記載内容※1※2	記載例	窓の日射遮蔽性能を示す方法						検査項目
			①	②	③	④	⑤	⑥	
9	製品名（建具）	×社△△△、アングル付	/	/	○	/	/	/	建具の製品名
10	建具仕様	アルミ枠	○	○	/	/	/	/	窓枠の種別等
11	窓種等	引違い、クレセント	/	/	○	/	/	/	窓種等
12	製品名（ガラス）	×社×××	/	○	○	○	/	/	ガラスの製品名
13	ガラス仕様	複層ガラス（FL3+A12+FL3）	○	○	○	○	/	/	ガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
14	Low-E 日射区分	日射熱取得型	○	/	/	/	/	/	Low-E 膜の日射区分
15	ガラス日射熱取得率	ηg=0.67	/	○	○	○	/	/	ガラスの日射熱取得率
16	付属部材の設置	紙障子設置	/	/	/	/	○	/	和障子、外付けブラインドの有無
17	ひさし、軒等の設置	ひさし設置	/	/	/	/	/	○	要件を満たすひさし、軒等の有無

※1 記載内容において、

- ・「製品名（建具）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「建具仕様」とは、木製建具及び樹脂製建具又はその他の別などをいう。
- ・「窓種等」とは、引違い、すべり出し、たてすべり出し、FIX 窓等の開閉形式や枠の色をいう。
- ・「製品名（ガラス）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「ガラス仕様」とは、Low-E ガラスの種類（色等）、膜数や有無、ガラスの枚数などをいう。
- ・「Low-E 日射区分」とは、Low-E ガラスにおける日射取得型あるいは日射遮蔽型の別をい

う。

- ・「ガラス日射熱取得率」とは、ガラスの日射熱取得率 (η_g) をいう。

※2 仕様基準の開口部の日射遮蔽性能において、開口部の面積（天窓以外の開口部で、当該開口部が2以上の場合においては、その合計の面積）が住戸の床面積に0.04を乗じた数値以下となるものを除外できる規定を用いている場合は、①から⑥の方法に関わらず2-3.8と同様に窓寸法の確認が必要となる。

開口部の熱性能のうちドアの熱貫流率を求める方法は、以下の①から④に分かれている。窓と同様に、①から④の方法に応じた具体的な検査項目は、表2-1-8を参照して頂きたい。

なお、一般的なドアは日射遮蔽性能に関する仕様基準の適用はされないが、ドアのうち戸の大部分が透明材料（ガラスなど）で構成されるドアに関しては、窓に準じた方法により熱貫流率及び日射遮蔽性能の確認が必要となるため、注意する必要がある。

- ① 戸、枠及びガラス仕様に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ② 戸、枠仕様及びガラス性能に基づくドアの熱貫流率（建研技術情報に定める方法）
- ③ JIS等に基づく試験や計算により求めたドアの熱貫流率
- ④ JIS等に基づく試験や計算の結果を用いて建研技術情報により求めたドアの熱貫流率

表 2-1-8 ドアの熱貫流率を示す方法に応じた設計図書等への記載例と検査項目

	設計図書等の記載内容※1	記載例	ドアの熱貫流率を示す方法				検査項目
			①	②	③	④	
18	製品名（ドア）	×社△△△	/	/	○	○	ドアの製品名等
19	戸の種類	金属製断熱フラッシュ構造	○	○	/	/	戸の種別
20	戸の開閉形式	片開き	/	/	○	○	戸の開閉形式
21	錠の有無等	彫り込み錠2か所	○	○	○	○	戸の錠の有無と個数
22	ポストの有無	ポスト設置	○	○	○	○	戸へのポスト設置の有無
23	枠の種類	金属製熱遮断構造	○	○	/	/	ドア枠の種類
24	ガラスの仕様	複層ガラス (FL3+A12+FL3)	○	○	○	○	戸のガラスの種類、枚数、中空層の厚さ、ガス種別、ガラス建築確認記号等
25	スペーサー種別	樹脂スペーサー	/	○	○	○	戸の複層ガラス端部のスペーサーの種別（金属・樹脂）

26	ガラス熱貫流率	U _g =1.9	△	○	○	○	戸のガラスの熱貫流率
27	ドア寸法	W900×H2,100	△	△	○	△	ドアの大きさ

※1 記載内容において、

- ・「製品名（ドア）」とは、特定メーカーの固有製品名等をいう。
- ・「戸の種類」とは、金属製高断熱フラッシュ構造、金属製断熱フラッシュ構造、金属製フラッシュ構造、金属製ハニカムフラッシュ構造、金属製又はその他の別をいう。
- ・「戸の開閉形式」とは、片開き、親子、片袖、両袖等の開閉形式をいう。なお、片袖部、両袖部及び欄間部に透明材料を用いる場合は、複数の仕様の異なる開口部として扱う。
- ・「錠の有無等」とは、戸に設置された錠の有無及び数をいう。
- ・「ポストの有無」とは、戸に設置された郵便受け等の有無をいう。
- ・「枠の種類」とは、木製、金属製熱遮断構造、木と金属との複合材料製又は樹脂と金属との複合材料製、金属製又はその他の別をいう。
- ・「ガラスの仕様」とは、ドアに部分的に設置されたガラスのLow-Eガラスの有無や枚数、ガラスの枚数、中空層のガスの種類・濃度及び中空層の厚さをいう。
- ・「スペーサー種別」とは、複層ガラスの各ガラス間に、隙間を設けるために端部に設置する部材（スペーサー）の種別をいう。
- ・「ガラス熱貫流率」とは、戸に設けたガラスの熱貫流率（U_g）をいう。
- ・「ドア寸法」とは、ドアの大きさ（高さ、幅及びガラス部分を有する場合はその高さ、幅を含む。）をいう。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載された開口部の断熱性能等を示す方法に応じて、開口部の仕様等が設計図書とおりであることを、目視又は施工関連図書により確認する。

なお、開口部仕様の確認のほか、当該開口部に設けられた付属部材（和障子、外付けブラインド）や、ひさし、軒等（オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のもの。）の設置の有無も検査対象となる場合もあるため、上表 2-1-6 から 2-1-8 のいずれの方法を用いているのか良く確認する。

ただし、現場に設置された開口部について、製造者から提供を受けた納品書等に、仕様基準への適合確認上必要となる断熱性能等の値が直接明示されている場合、記載された性能値と設計図書等に記載された値を比較、確認すれば、付属部材等の設置の有無を除き開口部の仕様等については確認しなくても良い。

【参考情報（表 2-1-6①及び表 2-1-7①による仕様書の例）】

ガラス層数	ガラスの仕様				窓の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]			窓の日射熱取得率 [-]						ガラスの垂直面日射熱取得率 [-]								
	Low-E膜数	中空層気体	日射区分	中空層幅(厚さ)ミリ	ガラス建築確認記号	木製建具又は樹脂製建具	木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具	金属製建具又はその他	ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	付属部材	和障子	外付け	付属部材		和障子	外付け						
三層複層ガラス	断熱ガラス	Low-E	E	7	6	3WgG06	1.95	2.27	2.64	0.24	0.09	0.43	0.27	0.10	0.54							
					7	3WgG07	1.89	2.19	2.56													
					8	3WgG08	1.82	2.11	2.48													
					9	3WgG09	1.76	2.03	2.40													
					10	3WgG10	1.69	1.95	2.32													
					11	3WgG11	1.66	1.91	2.28													
					12	3WgG12	1.62	1.87	2.24													
					13	3WgG13	1.60	1.84	2.21													
					14	3WgG14	1.57	1.80	2.17													
					15	3WgG15	1.55	1.78	2.15													
					16	3WgG16	1.53	1.76	2.13													
					日射遮蔽型	7	3WsG06	1.95	2.27							2.64	0.24	0.06	0.26	0.18	0.06	0.33
						8	3WsG07	1.89	2.19							2.56						
						9	3WsG08	1.82	2.11							2.48						
						10	3WsG09	1.76	2.03							2.40						
	11	3WsG10	1.69	1.95		2.32																
	12	3WsG11	1.66	1.91		2.28																
	13	3WsG12	1.62	1.87		2.24																
	14	3WsG13	1.60	1.84		2.21																
	15	3WsG14	1.57	1.80		2.17																
	16	3WsG15	1.55	1.78		2.15																
	日射	6	3WgA06	2.15		2.51	2.89	0.24	0.06	0.26	0.18	0.06	0.33									
		7	3WgA07	2.02		2.35	2.72															
		8	3WgA08	1.95		2.27	2.64															
		9	3WgA09	1.89		2.19	2.56															
		10	3WgA10	1.82		2.11	2.48															

図 2-1-5 窓の仕様書の例

【参考情報（表 2-1-6④及び表 2-1-7④による仕様書の例）】

平成28年省エネルギー基準対応
 自己適合宣言書文書番号: XEG-1601
 JIS Q 17050-11に基づく自己適合宣言書(附属書) 本附属書は、自己適合宣言書と合わせて使用してください。

開口部の熱貫流率・日射熱取得率 性能一覧 (RWG007)

商品: エルスターX トリプルガラス (クリプトンガス入り)
 仕様: アンクル付き・アンクルなし (アンクル付き同納まり)
 品種: 縦すべり出し窓 T、TF、TFT、T/F FIX窓 F テラスドア TD、TDFW、TDF、TDFTD
 横すべり出し窓 S、SF、S/F 開き窓テラス C、CF、CFC 勝手口ドア(一枚ガラスタイプ) KD
 高所用横すべり出し窓 KS ドレーキップ D
 大開口横すべり出し窓 DS

ガラス構成ごとの開口部の熱貫流率・日射熱取得率
 熱貫流率(A~C)は、表1を参照ください。
 表中の記号及び数値については、当該製品ガラスでの評価値を記述します。

ガラス構成	標準仕様												室内特殊薄板ガラス仕様																	
	透明				防犯				透明				防犯				透明				防犯									
	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型	型		
ガラス構成	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5
中空層厚	13	12	11	11	10	9	12	11	10	10	9	8	10	9	8	14	13	13	12	12	11	11	10	10	11	10	10	10	10	
中空層幅	1.3	1.3	1.3	型4	型4	型4	3	3	3	3+3	3+3	3+3	3+型3	3+型3	3+型3	1.3	1.3	1.3	型4	型4	型4	3+3	3+3	3+3	3+型3	3+型3	3+型3	3+型3	3+型3	
室内(Low-Eガラス)	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
Low-E色	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
Low-E色	A	A	A	A	A	A	-	-	-	A	B	C	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
Low-E色	A	A	A	A	A	B	-	-	-	A	B	C	A	B	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
日射熱取得率	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.22	0.23	0.22	0.23	0.22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
住宅仕様基準判断用日射熱取得率	0.37	0.36	0.36	0.37	0.36	0.36	-	-	-	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31	

表1 > 熱貫流率の値
 樹脂スペーサー仕様

記号	試験値	計算値	開口部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]				ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]
			遮熱物無し	シャッター・開戸付	和障子付	風除室あり	
A	○		0.79	0.77	0.75	0.74	0.60 以下
B	○		0.88	0.85	0.82	0.81	0.63 以下
C	○		1.05	1.01	0.97	0.96	0.69 以下

＜開口部の熱貫流率＞
 ・試験値は、JIS A 4710Iに基づく代表試験体の熱貫流率です。
 ・計算値は、JIS A 2102または国立研究開発法人 建築研究所ホームページ内「熱貫流率及び換熱貫流率」または「窓の熱貫流率」の簡易的評価値です。
 ・遮熱物・遮断窓・遮断窓等
 ・日射熱取得率
 ・国立研究開発法人 建築研究所ホームページ内「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」の「開口部の垂直面日射熱取得率」に基づきます。
 ・(本表ご使用の場合は、和障子及び外付けブラインド取り付け時と同じ値となります。)
 ・開口部の日射熱取得率は、ガラスの日射取得率に70%の係数を掛けた値です。(小数第三位以下四捨五入)
 ・当社ホームページ内「①建具とガラスの組み合わせ」の「ガラス・建具毎の日射熱取得率」の値もご使用可能です。

図 2-1-6 窓の仕様書の例

【参考情報（ガラスの熱性能表示の例）】

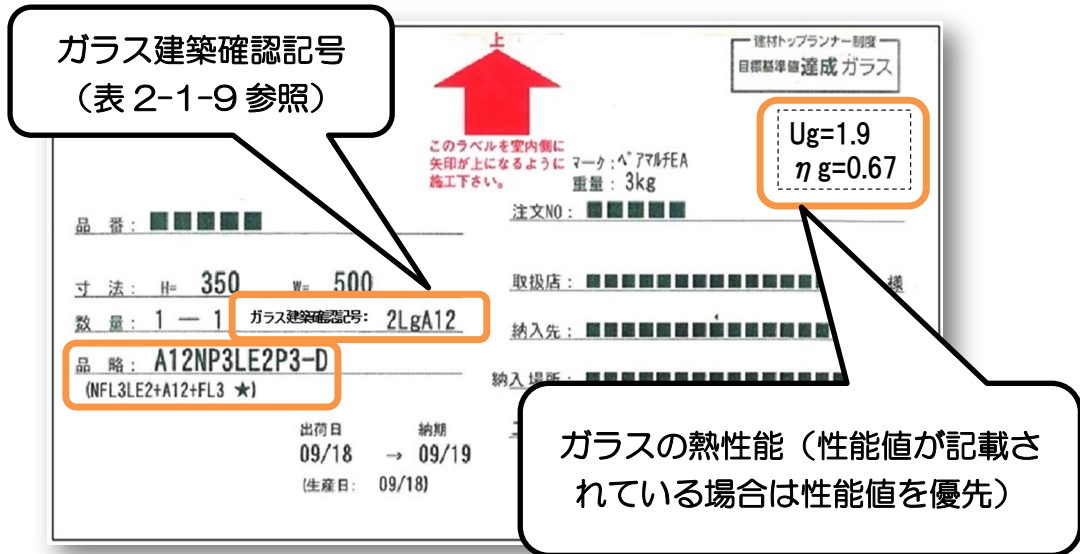


図 2-1-7 ガラス貼付ラベルの例

【参考情報（窓の熱性能表示の例）】

住宅開口部性能確認リスト(仮称)										記入例【アルミ樹脂複合】										VER1		(No. /)	
販売店名 (リスト作成者)					物件の名称					地域区分		建築会社名 (完了検査申請予定者)					取得納入日		〇〇年〇〇月〇〇日				
株式会社 ○〇サッシ販売 △△営業所					〇〇様邸 新築工事					6		〇〇工務店											
販売店住所					物件の所在地 (又は地番)							建築会社の所在地											
TEL					〇〇県△△市×× 123-4							〇〇県××市△△ 〇丁目△番地×号											
〇123-45-6789					〇〇県××市△△ 〇丁目△番地×号							〇〇県××市△△ 〇丁目△番地×号											
設置階	部位 (部屋)	建具番号 (窓番)	方位	窓・ドア区分	開口形式	サッシ仕様 (※外法寸法 (小数点第2位まで))	開口寸法		開口面積	記入区分	建築仕様	種別	ガラス仕様 (層・種類 (①~④各項目を全て記入))				熱貫流率 U値 [W/mK]		日射取得率 η値		サッシメーカー	シリーズ名又は記号	
							W (mm)	H (mm)					① ガラス種類	② Low-Eの有無	③ 中空層の種類	④ 中空層の厚み	性能値	性能値					
1階	リビング	AW-1	南	一重窓	引違い	16500 16900 20300	343	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	リビング	AW-2	南	一重窓	引違い	16520 16900 20300	343	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	寝室	AW-3	南	一重窓	引違い	25620 26000 20300	528	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	寝室	AW-4	南	一重窓	引違い	16500 16900 870	164	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	寝室	AW-5	南	一重窓	引違い	16520 16900 20300	343	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	子供室	AW-6	南	一重窓	引違い	16520 16900 20300	343	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	トイレ	AW-7	北	一重窓	上げ下げ	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	洗面所	AW-8	北	一重窓	たてすべり出し	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	ホール	AW-9	北	一重窓	引違い	02610 300 1170	0.26	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	ホール	AW-10	北	一重窓	引違い	02600 300 970	0.26	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	トイレ	AW-11	北	一重窓	上げ下げ	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	リビング	AW-12	南	一重窓	引違い	16510 16900 1170	168	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	キッチン	AW-13	東	一重窓	引違い	11900 1235 770	0.95	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	キッチン	AW-14	東	一重窓	たてすべり出し	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	浴室	AW-15	西	一重窓	上げ下げ	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	15	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	浴室	AW-16	西	一重窓	上げ下げ	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
2階	クローゼット	AW-17	西	一重窓	たてすべり出し	06000 640 970	0.62	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
1階	キッチン	AW-18	北	ドア	勝手口ドア	06020 640 2030	1.30	仕様	仕様	アルミ樹脂複合	2	複層	LowE (目取取換型)	A	16	78	2.91	サッシHP	0.51	サッシHP	日本サッシ	A/Sサッシ	
合計開口面積										32.87													
※以下の行大部分がガラスで構成されていないドア等の開口部(フラッシュドア・引戸)の入力です。*仕様を選択した場合の自動取付けロック、開閉力等、ホールド力、材質等詳細は、別途仕様書の留意です。																							
1階	玄関	AW-19	西	ドア	玄関ドア	07422 790 2200	1.74	仕様	仕様	金属製断熱構造													
1階	キッチン	AW-20	北	引戸	実用引戸	16520 640 2000	1.28	仕様	仕様	金属製断熱構造													
合計開口面積										32.87													

図 2-1-8 窓の納品書の例

表 2-1-9 ガラス建築確認記号に応じた熱物性値

選択肢(ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
3WgG06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅6mm)	1.4	0.54
3WgG07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅7mm)	1.3	0.54
3WgG08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅8mm)	1.2	0.54
3WgG09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅9mm)	1.1	0.54
3WgG10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅10mm)	1.0	0.54
3WgG11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅11mm)	0.95	0.54
3WgG12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm)	0.90	0.54
3WgG13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅13mm)	0.86	0.54
3WgG14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅14mm)	0.82	0.54
3WgG15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅15mm)	0.79	0.54
3WgG16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅16mm)	0.76	0.54
3WsG06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	1.4	0.33
3WsG07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.3	0.33
3WsG08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.2	0.33
3WsG09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.1	0.33
3WsG10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.0	0.33
3WsG11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	0.95	0.33
3WsG12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	0.90	0.33
3WsG13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	0.86	0.33
3WsG14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	0.82	0.33
3WsG15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	0.79	0.33
3WsG16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	0.76	0.33
3WgA06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅6mm)	1.7	0.54
3WgA07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅7mm)	1.5	0.54
3WgA08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅8mm)	1.4	0.54
3WgA09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅9mm)	1.3	0.54
3WgA10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅10mm)	1.2	0.54
3WgA11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅11mm)	1.2	0.54
3WgA12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅12mm)	1.1	0.54
3WgA13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅13mm)	1.0	0.54
3WgA14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅14mm)	0.99	0.54
3WgA15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅15mm)	0.95	0.54
3WgA16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅16mm)	0.92	0.54
3WsA06	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	1.7	0.33
3WsA07	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.5	0.33
3WsA08	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.4	0.33
3WsA09	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.3	0.33
3WsA10	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.2	0.33
3WsA11	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.2	0.33
3WsA12	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.1	0.33
3WsA13	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.0	0.33
3WsA14	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	0.99	0.33
3WsA15	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	0.95	0.33
3WsA16	三層複層ガラス (Low-E 2枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	0.92	0.33

選択肢(ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
3LgG06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅6mm)	1.7	0.59
3LgG07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅7mm)	1.6	0.59
3LgG08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅8mm)	1.5	0.59
3LgG09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅9mm)	1.4	0.59
3LgG10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅10mm)	1.3	0.59
3LgG11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅11mm)	1.3	0.59
3LgG12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm)	1.2	0.59
3LgG13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅13mm)	1.2	0.59
3LgG14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅14mm)	1.1	0.59
3LgG15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅15mm)	1.1	0.59
3LgG16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅16mm)	1.1	0.59
3LsG06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	1.7	0.37
3LsG07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.6	0.37
3LsG08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.5	0.37
3LsG09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.4	0.37
3LsG10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.3	0.37
3LsG11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.3	0.37
3LsG12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.2	0.37
3LsG13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.2	0.37
3LsG14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.1	0.37
3LsG15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.1	0.37
3LsG16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.1	0.37
3LgA06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅6mm)	2.0	0.59
3LgA07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅7mm)	1.8	0.59
3LgA08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅8mm)	1.7	0.59
3LgA09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅9mm)	1.6	0.59
3LgA10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅10mm)	1.5	0.59
3LgA11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅11mm)	1.5	0.59
3LgA12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅12mm)	1.4	0.59
3LgA13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅13mm)	1.3	0.59
3LgA14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅14mm)	1.3	0.59
3LgA15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅15mm)	1.3	0.59
3LgA16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅16mm)	1.2	0.59
3LsA06	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	2.0	0.37
3LsA07	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	1.8	0.37
3LsA08	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.7	0.37
3LsA09	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.6	0.37
3LsA10	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.5	0.37
3LsA11	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.5	0.37
3LsA12	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.4	0.37
3LsA13	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.3	0.37
3LsA14	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.3	0.37
3LsA15	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.3	0.37
3LsA16	三層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.2	0.37

選択肢 (ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
3FA06	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅6mm)	2.3	0.72
3FA07	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅7mm)	2.2	0.72
3FA08	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅8mm)	2.1	0.72
3FA09	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅9mm)	2.1	0.72
3FA10	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅10mm)	2.0	0.72
3FA11	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅11mm)	2.0	0.72
3FA12	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅12mm)	1.9	0.72
3FA13	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅13mm)	1.9	0.72
3FA14	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅14mm)	1.8	0.72
3FA15	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅15mm)	1.8	0.72
3FA16	三層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅16mm)	1.8	0.72
2LgG06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅6mm)	2.2	0.64
2LgG07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅7mm)	2.1	0.64
2LgG08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅8mm)	1.9	0.64
2LgG09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅9mm)	1.8	0.64
2LgG10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅10mm)	1.7	0.64
2LgG11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅11mm)	1.6	0.64
2LgG12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅12mm)	1.6	0.64
2LgG13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅13mm)	1.5	0.64
2LgG14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅14mm)	1.4	0.64
2LgG15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅15mm)	1.4	0.64
2LgG16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射取得型、中空層幅16mm)	1.4	0.64
2LsG06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	2.2	0.40
2LsG07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	2.1	0.40
2LsG08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	1.9	0.40
2LsG09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	1.8	0.40
2LsG10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	1.7	0.40
2LsG11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.6	0.40
2LsG12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.6	0.40
2LsG13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.5	0.40
2LsG14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.4	0.40
2LsG15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.4	0.40
2LsG16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、断熱ガス、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.4	0.40
2LgA06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅6mm)	2.6	0.64
2LgA07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅7mm)	2.4	0.64
2LgA08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅8mm)	2.3	0.64
2LgA09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅9mm)	2.1	0.64
2LgA10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅10mm)	2.0	0.64
2LgA11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅11mm)	1.9	0.64
2LgA12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅12mm)	1.8	0.64
2LgA13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅13mm)	1.8	0.64
2LgA14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅14mm)	1.7	0.64
2LgA15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅15mm)	1.6	0.64
2LgA16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射取得型、中空層幅16mm)	1.6	0.64

選択肢(ガラス 建築確認記号)	定義	(参考) ガラス単体の性能	
		熱貫流率	日射熱取得率
2LsA06	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅6mm)	2.6	0.40
2LsA07	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅7mm)	2.4	0.40
2LsA08	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅8mm)	2.3	0.40
2LsA09	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅9mm)	2.1	0.40
2LsA10	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅10mm)	2.0	0.40
2LsA11	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅11mm)	1.9	0.40
2LsA12	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅12mm)	1.8	0.40
2LsA13	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅13mm)	1.8	0.40
2LsA14	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅14mm)	1.7	0.40
2LsA15	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅15mm)	1.6	0.40
2LsA16	二層複層ガラス (Low-E 1枚、乾燥空気、日射遮蔽型、中空層幅16mm)	1.6	0.40
2FA06	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅6mm)	3.3	0.79
2FA07	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅7mm)	3.2	0.79
2FA08	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅8mm)	3.1	0.79
2FA09	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅9mm)	3.1	0.79
2FA10	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅10mm)	3.0	0.79
2FA11	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅11mm)	2.9	0.79
2FA12	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅12mm)	2.9	0.79
2FA13	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅13mm)	2.8	0.79
2FA14	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅14mm)	2.8	0.79
2FA15	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅15mm)	2.8	0.79
2FA16	二層複層ガラス (Low-E なし、中空層幅16mm)	2.8	0.79
T	単板ガラス	6.0	0.88
S	建具表に記載のある光を通さない鋼製建具等	2.63	0.0842

2. 暖房設備 ① 暖房方式

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、設置する暖房設備の暖房方式に応じて、設置する暖房機器の種類ごとに必要となる性能などの仕様を定めている。完了検査においては、設置された暖房設備が図書に記載された暖房方式に適合していることを確認する。

ただし8地域では、暖房設備に係る仕様基準は定められていないため、確認を行う必要は無い。

【検査事項・検査方法】

「住戸全体を暖房する方式」とは、暖房設備機器等を設置して、すべての居室および非居室（クローゼット、倉庫、食品庫および階間等の空間を除く。）の両方を暖房する方式（いわゆる全館空調をいう。）をいい、「居室のみを暖房する方式」とは、全てまたはいずれかの居室に暖房設備機器等を設置して暖房する方式をいう。

申請図書に記載した暖房方式が「居室のみを暖房する方式」である場合、各居室に地域の区分に応じた種別・仕様の暖房設備が設置されているかを確認する。

表 2-1-10 暖房方式の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書	目視
暖房方式	暖房設備の暖房方式	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

2. 暖房設備 ② 暖房設備の仕様、設置状況

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、地域の区分や暖房設備の種別に応じて、必要となる仕様等を規定している。完了検査においては、設置された暖房設備が図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

なお、入居者が設置する等により、確認申請時点で暖房設備を設置しないと図書等に記載されている場合も仕様基準に適合していると判断されるが、その際は完了検査で暖房設備を設置していないことの確認を行うこととなる。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載した暖房方式が「住戸全体を暖房する方式」である場合、設置されたダクト式セントラル空調機の熱源がヒートポンプ方式であることを確認する。ここでダクト式セントラル空調機とは、ヒートポンプ式熱源機等により空調された空気をダクトにより住戸内の居室等へ供給し、住戸内のすべての居室及び非居室を空調するように計画された、暖房及び冷房のいずれか又はその両方を行う空調システムと定義されている。目視による確認は困難な場合も想定されるため、納入仕様書等の施工関連図書により確認を行う。

次に、申請図書に記載した暖房方式が「居室のみを暖房する方式」である場合、各居室に設置された暖房設備が、仕様基準で設備の種別に応じて定める仕様等に適合していることを確認する。また、一部の居室のみに設置されている場合は、設置された暖房設備が仕様基準に適合していることの確認を行う。

なお、居室のみを暖房する方式において、複数種類の暖房設備が設置されている場合、全ての暖房設備（炬燵、開放型石油ストーブ、電気カーペット等の容易に移動可能な作り付けではない機器は除く。）が仕様基準に適合していることを確認する。仕様基準に記載の無い暖房設備を設置する場合は、仕様基準の適用はできないため注意する必要がある。

一般的な住宅で広く使用されているルームエアコンディショナーの場合、仕様基準では暖房能力（冷房にあっては冷房能力）を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であることを確認することとなっている。

$$\text{暖房設備（ルームエアコンディショナー）：} -0.321 \times \text{暖房能力（kW）} + 6.16$$

$$\text{冷房設備（ルームエアコンディショナー）：} -0.504 \times \text{冷房能力（kW）} + 5.88$$

ただし、国交省ホームページ上で公開する「建築物省エネ法木造住宅の仕様基準ガイドブック（令和5（2023）年10月）チェックリスト」では、標準計算で用いる定格冷房能力などに基づき判断する（い）、（ろ）または（は）による区分で、簡易に暖冷房の適否判断を行ってよいこととしている。

そのため、仕様基準のルームエアコンディショナーに係る判断基準は下表の（ろ）の区分に該当するため、基準相当である（ろ）またはより省エネ性能の高い（い）の区分のルームエアコンディショナーを使用している場合は仕様基準に適合していると判断することができる。

表 2-1-11 ルームエアコンディショナーの性能の区分

定格冷房能力の区分	エネルギー消費効率の区分を満たす条件		
	区分（い）	区分（ろ）	区分（は）
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 5.13 未満	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 4.96 未満	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 4.80 未満	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 4.58 未満	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 4.35 未満	4.07 未満
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 4.13 未満	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 3.86 未満	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 3.58 未満	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 3.25 未満	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 2.86 未満	2.71 未満
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上 2.42 未満	2.31 未満

表 2-1-12 暖房設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
暖房設備の仕様、 設置状況	暖房設備の種類	○	△
	暖房設備の仕様(暖房設備 の種類に応じた熱効率等)	○	
	配管の断熱被覆(温水暖房 用パネルラジエーター)	△	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

■外形寸法図 (mm)

■壁穴あけ寸法図 (mm)

仕 様	
型式の呼び	FF-AG6822H (W) (MN) (基本型FF-AG6813H)
種 別	気化式・強制給排気・強制対流形
点火方式	電気点火式
使用燃料	灯油 (JIS 1号灯油)
燃焼状態	最大 最小
燃料消費量	7.79kW (0.7571/h) 2.26kW (0.220L/h)
熱 効 率	78.0%(h/k1/h) 8.150k1/h
熱 効 率	87.0% 87.5%
最大出力	7.79kW 1.98kW
運転時間	連続 24.5時 (18時) まで コンタクト39.5時 (24時) まで
定格消費電力	24.5時 (18時) まで コンタクト4.6.0時 (2.8時) まで
燃焼時消費電力	2.26kW
待機時消費電力	1.0W
定格消費電力	2.4~3.84W
給排気筒の型式の呼び	QU40-3
給排気筒の呼び径	D40
給排気筒の壁厚の呼び径	φ75mm
給排気筒の壁厚の呼び径	250以下
電源ヒューズ	5A・15A
安全装置	対燃自動消火装置・点火安全装置・燃焼制御装置 不完全燃焼防止装置・停電安全装置・過熱防止装置
その他の装置	過電流防止装置・排気管抜け検知装置・異常温度検知装置 燃焼器温度異常検知装置・対燃中燃焼器異常検知装置 給排気筒1目・給排気筒2目・給排気筒3目・本器完全燃焼1目 給排気筒1目・エアホッパー1目・給排気筒1目・スリッパリング1目 ゴム製造機 (1目) 1目・ゴム製造機給排気筒2目・スリッパ1目・ビニール製 木ねじ5本・ねじ1本・取扱説明書1冊・工事関係1冊・型紙1枚
付 属 品	

備考 ● 暖房のめやすは、一般社団法人・日本ガス石油機器工業会の測定基準によります。

■標準据付例

給排気筒を延長する場合の注意

- 給排気筒を延長する場合は、3m3曲がり以下で取り付けられる場所を測定してください。
- 壁高1300mm~1500mmで使用する場合、1.5m3曲がり以下で取り付けられる場所を測定してください。

積雪地区における注意

- 給排気筒トップが雪でふさがれない場所に設置してください。
- 落雪により給排気筒トップがふさがれたり破損するおそれのある場所には設置しないでください。
- また、風がよむような場所では、排ガスを再度吸い込んで異常燃焼を起こすことがあります。
- 点検・手入れのためストロープ左右の離隔距離は、左右20cm以上にしてください。
- 応用では可燃物までの離隔距離を示していますが、保守点検や性能維持のため、可燃物などの場合も左記離隔距離をとってください。

名 称	密閉式石油ストーブ
型 式 名	FF-AG6822H (W)(MN)
版 数	第 1 版
承認	承認
審査	審査
作成	作成
年月日	改訂履歴
納入仕様図面	
作成	令和 4年 4月 25日
縮尺	Free
株式会社 ●●	

図 2-1-9 納入仕様書の例 (FF 暖房器)

3. 冷房設備 ① 冷房方式

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、冷房設備の仕様等を選択する際に、設置する冷房設備の冷房方式の選択を行う。完了検査においては、設置された冷房設備が図書に記載された冷房方式に適合していることを確認する。

【検査事項・検査方法】

暖房設備と同様に、図書に記載した冷房方式が「住戸全体を冷房する方式」であるか、「居室のみを冷房する方式」であるかを確認する。

申請図書に記載した冷房方式が「居室のみを冷房する方式」である場合、各居室にルームエアコンディショナーの設置がされているかを確認することとなる。

暖房設備と同様に、複数の機器が設置されている場合、全ての冷房設備が仕様基準に適合していることの確認を行う。

表 2-1-13 冷房方式の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書	目視
冷房方式	冷房設備の冷房方式	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

3. 冷房設備 ② 冷房設備の仕様、設置状況

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、冷房方式に応じて、必要となる仕様等を規定している。完了検査においては、設置された冷房設備が図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

なお、入居者が設置する等により、確認申請時点で冷房設備を設置しないと図書等に記載されている場合も仕様基準に適合していると判断されるが、その際は完了検査で冷房設備を設置していないことの確認を行うこととなる。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載した冷房方式が「住戸全体を冷房する方式」である場合、設置されたダクト式セントラル空調機の熱源がヒートポンプ方式であることを確認する。目視による確認は困難な場合も想定されるため、納入仕様書等の施工関連図書により確認を行う。

次に、申請図書に記載した冷房方式が「居室のみを冷房する方式」である場合、各居室に冷房設備としてルームエアコンディショナーが設置され、当該設備が仕様基準で定める仕様等に適合していることを確認する。また、一部の居室のみに設置されている場合は、設置された冷房設備が仕様基準に適合していることの確認を行う。

表 2-1-14 冷房設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
冷房設備の仕様、 設置状況	冷房設備の種類	○	△
	冷房設備の熱効率等	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

なお、冷房設備においても、仕様基準におけるルームエアコンディショナーに関する適否は、暖房設備における取り扱いと同様に、エネルギー消費効率の区分(い)、(ろ)又は(は)により適否判断を行うことが可能となる。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

■ 壁掛形エアコン(2022年モデル)

暖房/冷房設備機器の種類	シリーズ	冷房能力 (kW)	機種名	冷房定格エネルギー消費効率(冷房COP)	省エネ達成率 (%)	小能力時高効率コンプレッサー	エネルギー消費効率区分	AIF認証		
壁掛形エアコン	RXシリーズ	2.2	S22ZTRXS	5.18	115	※1	(い)	○		
		2.5	S25ZTRXS	5.00	115	※1	(い)	○		
		2.8	S28ZTRXS	5.09	117	※1	(い)	○		
		3.6	S36ZTRXS	4.36	132	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTRXS	4.15	128	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTRXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○		
		5.6	S56ZTRXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○		
		6.3	S63ZTRXP(V)	3.60	122	※1	(い)	○		
		7.1	S71ZTRXP(V)	3.20	128	※1	(い)	○		
		8.0	S90ZTRXP(V)	2.74	122	※1	(い)	○		
9.0	S90ZTRXP(V)	3.00	111	※1	(い)	○				
壁掛形エアコン	MXシリーズ	2.2	S22ZTMXS	4.44	108	※1	(は)	○		
		2.5	S25ZTMXS	4.17	103	※1	(は)	○		
		2.8	S28ZTMXS	3.84	101	※1	(は)	○		
		3.6	S36ZTMXS	3.10	108	※1	(は)	○		
		4.0	S40ZTMXP(V)	3.15	108	※1	(は)	○		
		5.6	S56ZTMXP(V)	2.80	102	※1	(は)	○		
		2.2	S22ZTVXS	3.86	100	※1	(は)	○		
		2.5	S25ZTVXS	3.47	100	※1	(は)	○		
		2.8	S28ZTVXS	3.59	100	※1	(は)	○		
		3.6	S36ZTVXS	3.10	100	※1	(は)	○		
壁掛形エアコン	VXシリーズ	4.0	S40ZTVXP(V)	3.13	100	※1	(は)	○		
		5.6	S56ZTVXP(V)	2.90	100	※1	(は)	○		
		2.2	S22ZTAXS	5.18	115	※1	(い)	○		
		2.5	S25ZTAXS	5.00	115	※1	(い)	○		
		2.8	S28ZTAXS	5.09	117	※1	(い)	○		
		3.6	S36ZTAXS	4.36	132	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTAXS	4.15	128	※1	(い)	○		
		4.0	S40ZTAXP(V)	5.00	144	※1	(い)	○		
		5.6	S56ZTAXP(V)	3.73	128	※1	(い)	○		
		壁掛形エアコン	AXシリーズ	2.2	S22ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
2.5	S25ZTSXS			3.60	100	※1	(は)	○		
3.6	S36ZTSXS			3.13	102	※1	(は)	○		
4.0	S40ZTSXP(V)			3.03	102	※1	(は)	○		
5.6	S56ZTSXP(V)			3.06	102	※1	(ろ)	○		
6.3	S63ZTSXP(V)			2.96	100	※1	(い)	○		
7.1	S71ZTSXP(V)			2.62	100	※1	(い)	○		
壁掛形エアコン	SXシリーズ			2.2	S22ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
				2.5	S25ZTSXS	3.60	100	※1	(は)	○
				3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
		4.0	S40ZTSXP(V)	3.03	102	※1	(は)	○		
		5.6	S56ZTSXP(V)	3.06	102	※1	(ろ)	○		
		6.3	S63ZTSXP(V)	2.96	100	※1	(い)	○		
		7.1	S71ZTSXP(V)	2.62	100	※1	(い)	○		
		ルームエアコンディショナー	SXシリーズ	2.2	S22ZTSXS	3.84	100	※1	(は)	○
				2.5	S25ZTSXS	3.60	100	※1	(は)	○
				3.6	S36ZTSXS	3.13	102	※1	(は)	○
4.0	S40ZTSXP(V)			3.03	102	※1	(は)	○		
5.6	S56ZTSXP(V)			3.06	102	※1	(ろ)	○		
6.3	S63ZTSXP(V)			2.96	100	※1	(い)	○		
7.1	S71ZTSXP(V)			2.62	100	※1	(い)	○		

型番の確認

エネルギー消費効率の区分

図 2-1-10 ルームエアコンディショナーカタログ表示の例

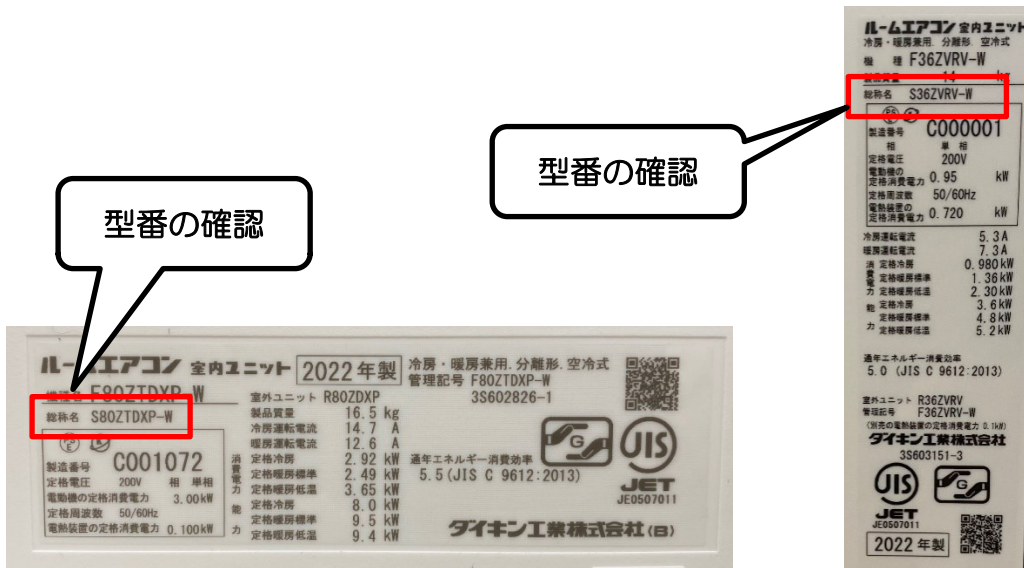


図 2-1-11 ルームエアコンディショナーの製品表示の例

4. 全般換気設備 ① 全般換気設備の仕様、設置状況

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、建築基準法施行令第20条の8第1項に定める換気設備（以下「全般換気設備」という。）について、仕様等を規定している。完了検査においては、設置された全般換気設備について、図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載された仕様等の全般換気設備が設置されていることについて、主に施工関連図書により確認する。一般的に全般換気設備の機器は天井内に隠蔽されることが多く、完了検査時点で目視による確認を行うことは困難である。

表 2-1-15 換気設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
全般換気設備の 仕様、設置状況	換気方式	○	△
	比消費電力(消費電力、設計風量、設置箇所)	○	
	ダクト内径の確認(内径75mm以上)	○	
	直流電動機の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

また、住宅に複数の異なる全般換気設備を設置する場合は、設置された全ての全般換気設備が仕様基準で定める仕様等に適合していること、または、比消費電力（換気設備の消費電力を設計風量で除した値）が最も大きい全般換気設備が仕様基準に適合していることの確認のいずれかを行うことでも差し支えない。

5. 照明設備 ① 照明器具の仕様、設置状況

(仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、非居室に設置する照明設備（浴室、便所、廊下等の非居室に設置する照明設備で、防犯、防災、避難等のための安全性の確保（常夜灯、足元灯等）を目的とした照明設備は除く。以下同じ。）の仕様を規定している。完了検査においては、非居室に設置された照明設備について、図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

なお、入居者が設置する等により、完了検査時点で照明設備を設置しない場合も仕様基準に適合していると判断されるため、その際は照明設備を設置していないことの確認を行う。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載された非居室に設置された照明器具が、白熱灯またはこれと同等以下の性能の照明設備の設置を行っていないことを、施工関連図書又は目視により確認する。ここで同等以下の性能の照明設備には、ミニクリプトン電球やハロゲン電球などが該当することとなる。また、一部の非居室のみに設置すると図書に記載されている場合は、設置された照明器具を確認すると共に、それ以外の非居室に照明設備が設置されていないことの確認を行う。

表 2-1-16 照明器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
照明器具の仕様、 設置状況	非居室の照明器具の種類 (LED、白熱灯等)	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

6. 給湯設備 ① 給湯器の仕様、設置状況 (仕様基準)

【検査対象】

仕様基準では、住宅に給湯設備を設置している場合の給湯器の仕様等を規定している。完了検査においては、設置された給湯器が、図書に記載された仕様等に適合していることを確認する。

【検査事項・検査方法】

申請図書に記載されたとおりの給湯器が設置されていることを、主に施工関連図書により確認する。給湯器の仕様等については、機器の銘板で容易に確認できる場合を除き、目視による確認は困難である。

表 2-1-17 給湯器の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
給湯器の仕様、設置状況	給湯器の有無		○
	熱源機の種類・性能値等 (品番、モード熱効率等)	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

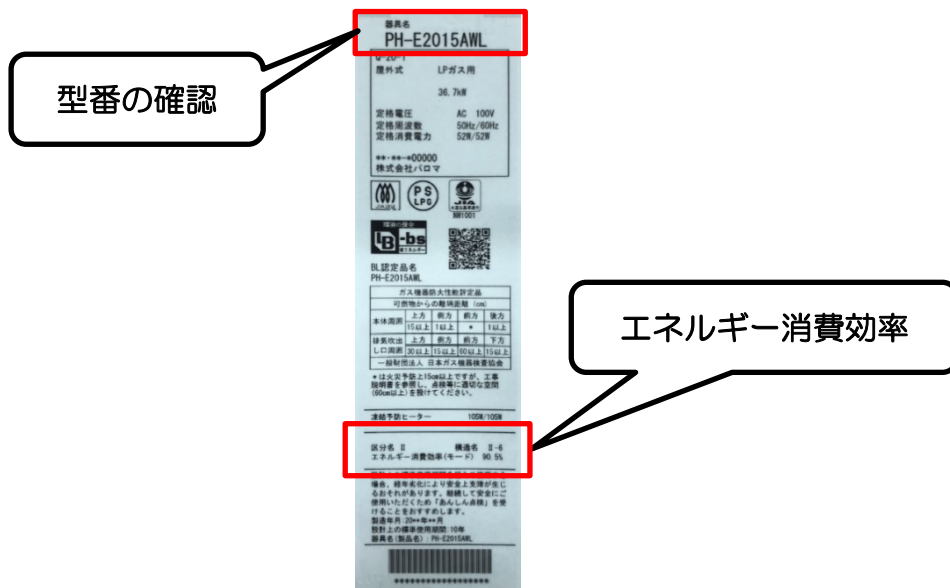


図 2-1-12 給湯器の製品表示の例（ガス給湯器）

【参考情報（高断熱浴槽の検査方法）】

誘導仕様基準や標準計算により省エネ基準に適合させるため、高断熱浴槽を採用する場合も想定される。完了検査においては、設置された浴槽が高断熱浴槽であることを目視確認することは困難であるが、必要に応じて申請者に高断熱浴槽であることを記載した性能証明書を求めることで、高断熱浴槽であることを確認することも可能である。なお、性能証明書は、浴槽や風呂フタ等の製品本体に貼り付けられている場合や、使用者へ引き渡される取扱説明書などの印刷物等に同梱されている場合などもある。

標準計算を用いた場合の検査事項

【検査対象】

標準計算を用いた場合、省エネ適合性判定を受けることが必要となるが、実際の完了検査では当該判定に用いた省エネ計画書等の添付が行われる。

標準計算を用いた完了検査では、最終的な計算結果に大きな影響を及ぼす外皮等の面積や、構造熱橋部の形状等が検査の対象になると共に、一次エネルギー消費量計算では、各設備で選択可能な機器種別や性能等の詳細項目が大幅に増加するため、各項目について確認する必要がある。

ここでは、標準計算と仕様基準について、設備機器関係の確認項目にどのような差が生じるかを表 2-1-18 に記載している。表中の網掛け部分は、仕様基準で確認を要する部分を示している。つまり標準計算を用いた場合は、網掛け部分以外の部分について、使用する設備機器の種別等に応じた検査の対象が増加することとなる。

表 2-1-18 右欄の主な検査方法にも記載しているとおり、大半の検査事項は目視による確認が行えないため、納品書等を含めた施工関連図書により確認を行うこととなる。仕様基準を用いた場合も同様であるが、検査に際しては事前に施工関連図書の準備を十分に行うよう受検者に伝え、滞りなく完了検査を実施することとなる。

表 2-1-18 一次エネルギー消費量計算の各設備等の検査項目

入力事項		検査事項	主な検査方法	
外皮性能	通風利用	通風の利用の有無とその計算過程	室面積、換気回数、通風確保措置、通風経路	
	蓄熱利用	蓄熱の利用の有無とその利用条件等	日射地域区分、蓄熱部位の構成、厚さ	
	床下空間外気導入利用	床下空間を経由して外気を導入する換気方式の利用とその利用条件等	換気方式、地盤面の上場、床下防蟻・防蟻措置等	
暖房設備	暖房方式	暖房方式	住宅の暖房方式	
	主たる居室	暖房設備機器または放熱器の種類	主たる居室の暖房機器等の種別	目視、施工関連図書
		エネルギー消費効率の区分（エアコン）	エアコンの（い）～（は）の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー（エアコン）	エアコンの構造（種別）	施工関連図書
		定格能力におけるエネルギー消費効率（FF暖房機）	FF暖房機器の性能	施工関連図書
		敷設率（床暖房）	床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		仮想床除き敷設率（床暖房）	吹抜け等の仮想床部分面積及び床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		上面放熱率（床暖房）	床暖房パネルの断面構成（断熱等）	施工関連図書
		断熱配管（RA付温水床暖房）	配管の断熱措置の有無	施工関連図書
	その他居室	暖房設備機器または放熱器の種類	その他居室の暖房機器等の種別	目視、施工関連図書
		エネルギー消費効率の区分（エアコン）	エアコンの（い）～（は）の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー（エアコン）	機器の構造（種別）	施工関連図書
		定格能力におけるエネルギー消費効率（FF暖房機）	FF暖房機器の性能	施工関連図書
		敷設率（床暖房）	床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
		仮想床除き敷設率（床暖房）	吹抜け等の仮想床部分面積及び床暖房パネルの敷設面積	目視、計測、施工関連図書
上面放熱率（床暖房）		床暖房パネルの断面構成（断熱等）	施工関連図書	
断熱配管（RA付温水床暖房）	配管の断熱措置の有無	施工関連図書		

		入力事項	検査事項	主な検査方法
暖房 (つづき)	温水暖房	温水暖房機の種類	温水暖房機の種類	目視、施工関連図書
		エネルギー消費効率(ガス、石油従来)	温水暖房機の性能	施工関連図書
		断熱配管	配管の断熱措置の有無	施工関連図書
		配管が通過する空間	配管が貫通する空間の種類	施工関連図書
		熱交換器タイプ(地中熱ヒートポンプ温水暖房機)	地中熱ヒートポンプ温水暖房機の熱交換機タイプの1~5の種類	施工関連図書
	住戸全体を暖房する方式の場合	ダクトが通過する空間	ダクトが通過する空間の種類	目視、施工関連図書
		VAV方式	VAVの有無	施工関連図書
		全般換気機能	全般換気機能の有無	施工関連図書
		定格暖房能力試験-能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格暖房能力試験-消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格暖房能力試験-風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
		定格暖房能力試験-室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間暖房能力試験-能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間暖房能力試験-消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間暖房能力試験-風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
中間暖房能力試験-室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書		
設計風量	設計風量の確保	施工関連図書		
冷房設備	冷房方式	冷房方式	住宅の冷房方式	目視
	主たる居室	冷房設備機器の種類	冷房設備機器の種類	目視
		エネルギー消費効率	エアコンの(い)~(は)の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー	機器の構造(種別)	施工関連図書
	その他居室	冷房設備機器の種類	冷房設備機器の種類	目視
		エネルギー消費効率	エアコンの(い)~(は)の区分	施工関連図書
		小能力時高効率型コンプレッサー	機器の構造(種別)	施工関連図書
	住戸全体を冷房	ダクトが通過する空間	ダクトが通過する空間の種類	目視、施工関連図書
		VAV方式	VAVの有無	施工関連図書
		全般換気機能	全般換気機能の有無	施工関連図書
		定格冷房能力試験-能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格冷房能力試験-消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		定格冷房能力試験-風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
		定格冷房能力試験-室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験-能力	能力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験-消費電力	消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験-風量	風量に関する試験結果等	施工関連図書
		中間冷房能力試験-室内側送風機の消費電力	室内側送風機の消費電力に関する試験結果等	施工関連図書
	設計風量	設計風量の確保	施工関連図書	
	換気設備	換気方式	換気方式の種類	第1種から第3種の種類
ダクト式、壁付け		径の太いダクト、DCモーター(ダクト式)	ダクトの内径、電動機の種類	施工関連図書
		比消費電力	換気設備機器の性能	施工関連図書
換気回数		換気回数	換気回数の分類	施工関連図書
第1種換気	有効換気量率	第1種換気設備の換気性能	施工関連図書	

入力事項		検査事項	主な検査方法
熱交換型換気設備	設置	熱交換型換気設備の設置	熱交換器の設置の有無 施工関連図書
	評価方法	温度交換効率	熱交換器の性能 施工関連図書
		給排気比率による温度交換効率の補正係数	設計上の熱交換性能 施工関連図書
		排気過多時における漏気による温度交換効率の補正係数	設計上の熱交換性能 施工関連図書
給湯	給湯・浴室	給湯設備の有無	浴室等の有無 目視
	熱源機	熱源機の種類	給湯熱源機の種別 目視、施工関連図書
	ガス	エネルギー消費効率	ガス給湯器の性能 施工関連図書
		モード熱効率	ガス給湯器の性能 施工関連図書
	石油	熱効率	石油給湯器の性能 施工関連図書
		モード熱効率	石油給湯器の性能 施工関連図書
	電気HP(CO2冷媒)	JIS効率	ヒートポンプ給湯器の性能 施工関連図書
		品番の指定	ヒートポンプ給湯器の品番 目視、施工関連図書
	電気HP・ガス瞬間式併用型	冷媒の種類	冷媒のフロン系、プロパン系の別 施工関連図書
		タンクユニット容量	タンク容量が95L以上であるか 目視、施工関連図書
		品番の指定	機器の品番 目視、施工関連図書
	ガス（給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率	製品の暖房部の熱効率 施工関連図書
		給湯部エネルギー消費効率	製品の給湯部のエネルギー消費効率 施工関連図書
		給湯部モード熱効率	製品の給湯部のモード熱効率 施工関連図書
	石油（給湯・温水暖房一体型）	暖房部熱効率	製品の暖房部の熱効率 施工関連図書
		給湯部熱効率	製品の給湯部の熱効率 施工関連図書
		給湯部モード熱効率	製品の給湯部のモード熱効率 施工関連図書
	電ガ併用（給湯暖房一体）暖電ガ・給ガ	タンクユニットの設置場所	タンクの設置場所が屋外か屋内か 目視
	電ガ併用（給湯暖房一体）暖電ガ・給電ガ	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯温水暖房機の区分	製品が区分1、区分2のいずれであるか 施工関連図書
	電ガ併用（給湯暖房一体）暖ガ・給電ガ	冷媒の種類	冷媒のフロン系、プロパン系の別 施工関連図書
		タンクユニット容量	タンク容量が95L以上であるか 目視、施工関連図書
		品番の指定	機器の品番 目視、施工関連図書
	ふろ機能	ふろ機能の種類（電気HPガス併用型除く）	追炊き機能の有無 目視、施工関連図書
	配管方式	配管方式	先分岐式、ヘッダー方式の別 目視、施工関連図書
		ヘッダー分岐後の配管径	ヘッダー方式の分岐後の配管径 施工関連図書
	給湯水栓	水栓の種類（台所、浴室シャワー、洗面）	2バルブ水栓であるか 目視
手元止水機能（台所）		水栓の手元止水機能の有無 目視	
水優先吐水機能（台所）		水栓の水優先吐水機能の有無 施工関連図書	
手元止水機能（浴室シャワー）		水栓の手元止水機能の有無 目視	
小流量吐水機能（浴室シャワー）		水栓の小流量吐水機能の有無 施工関連図書	
水優先吐水機能（洗面）	水栓の水優先吐水機能の有無 施工関連図書		
浴槽	高断熱浴槽	JISに基づく高断熱浴槽であるか 施工関連図書	
照明	主たる居室	照明器具の種類	照明器具の種類 目視、施工関連図書
		調光が可能な制御	調光可能な制御機能があるか 目視、施工関連図書
	その他の居室	照明器具の種類	照明器具の種類 目視、施工関連図書
		調光が可能な制御	調光可能な制御機能があるか 目視、施工関連図書
	非居室	照明器具の種類	照明器具の種類 目視、施工関連図書
		人感センサー	人感センサーの設置の有無 目視、施工関連図書

入力事項			検査事項	主な検査方法
太陽光発電	パネル	方位の異なるパネルの面数、各パネルの設置方位角、設置傾斜角	太陽光発電パネルの設置方法	目視、施工関連図書
	定格負荷効率	パワーコンディショナの定格負荷効率	パワーコンディショナの型番等	施工関連図書
	アレイ	各アレイのシステム容量、種類、設置方式	太陽電池アレイの仕様、設置方式	目視、施工関連図書
太陽熱利用	太陽熱種類	液体集熱式又は空気集熱式の別	太陽熱利用設備の種類	施工関連図書
	液体集熱式の種別	密閉形太陽熱温水器又はソーラーシステムの別	液体集熱式太陽熱利用設備の種類	施工関連図書
	給湯接続方式	液体集熱式太陽熱利用設備の接続方式（接続ユニット方式・三方弁方式）の別	液体集熱式太陽熱利用設備の接続方式	目視
	機器品番	液体集熱式太陽熱利用設備の品番	液体集熱式太陽熱利用設備の型番	施工関連図書
	集熱部	液体集熱式太陽熱利用設備集熱部の面積、設置方位角、設置傾斜角	集熱部の面積、設置方式	施工関連図書
	タンク容量	液体集熱式太陽熱利用設備のタンク等容量	タンクの容量	施工関連図書
	集熱機群の数等	空気集熱式太陽熱利用設備の集熱機群の数、設置方位角、設置傾斜角及び面積	集熱機群の数、設置方式、面積	目視、施工関連図書
	ファン用太陽光発電	空気集熱式太陽熱利用設備の空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無	空気搬送ファンの自立運転用太陽光発電装置の有無	施工関連図書
	空気搬送ファン	空気集熱式太陽熱利用設備の空気搬送ファンの種別、風量	空気搬送ファンの種別、風量	施工関連図書
	給湯利用	集熱した熱の給湯への利用の有無	太陽熱の給湯利用の有無	施工関連図書
	集熱空気の供給空間	集熱後の空気を供給する空間の種別、面積割合・断熱有無（床下利用時）	集熱空気の供給空間等	施工関連図書
	集熱機群の仕様	集熱器の集熱効率特性線図一次近似式の切片・傾き、集熱性能試験時における単位面積当たりの空気の質量流量	集熱機群の仕様	施工関連図書
	コージェネレーション設備	機器品番	コージェネ機器の品番	機器の型番
種類		コージェネ機器の種類	機器の種類	目視
逆潮流評価		逆潮流の評価の有無	逆潮流の利用の有無	施工関連図書

注1.表中網掛け部分は、住宅仕様基準における確認事項を示す。

なお、標準計算を用いた場合は仕様基準と異なり、「基本情報」として「居室の構成」や「床面積」の確認を行うことが必要となる。具体的には、居室の構成で主たる居室とその他居室、非居室で構成されているかの確認（ワンルームか否かの確認。）を行い、面積として主たる居室、その他の居室及び合計の床面積の確認が必要となる。なお、ここでの面積には仮想床の面積（4.2m以上の天井高さを有する室や吹抜けがある場合は、高さ2.1mの部分に仮想床があるものとみなす。）を加えることが必要となるので注意する必要がある。

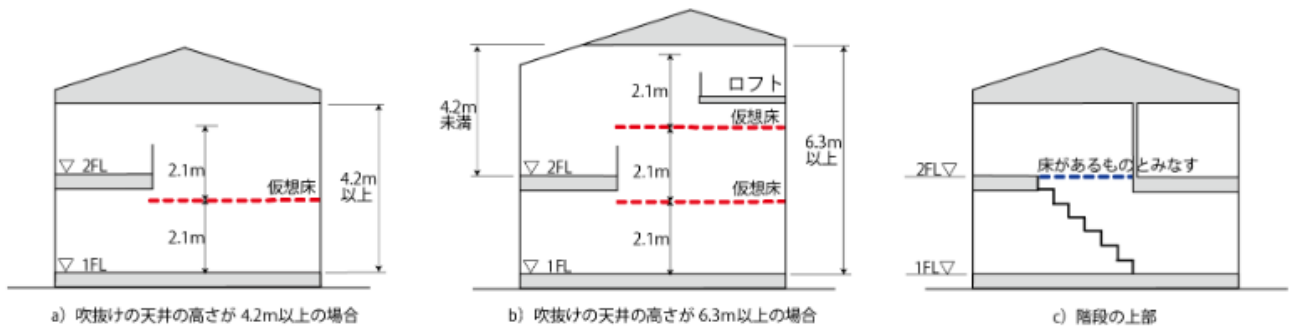


図 2-1-13 仮想床等の考え方

第4章 軽微な変更説明書の確認

1. 軽微な変更の概要

第1章3.(1)に記載のとおり、「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを確認する。具体的には、施行通知2.(2)④に記載のとおり、下記1)及び2)について確認を行うこととなる。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する変更について、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更について、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを証明した書類(表4-1)が添付されていることを確認する。

表4-1 変更内容に応じた証明書類

変更内容※		証明書類	
建築物省エネ法 施行規則第5条 に規定する軽微 な変更	技術的助言 別紙1の1) (ルートA)	建築物のエネルギー消費性能を向上 させる変更又は当該性能に影響しな いことが明らかな変更	—
	技術的助言 別紙1の2) (ルートB)	一定範囲内でエネルギー消費性能を 低下させる変更	—
	技術的助言 別紙1の3) (ルートC)	再計算によって 基準適合が明らかな変更	軽微変更 該当証明書
上記の軽微な変更 に該当しない変更		上記に該当しない 根本的な計画の変更	変更後の計画に係 る適合判定通知書
※ 技術的助言別紙1とは、令和6年11月12日付け技術的助言(国住参建第2615号)別紙1をいう。			

なお、建築物省エネ法施行規則第5条では、省エネ計画の変更が不要となる軽微な変更を定めているが、具体的には技術的助言別紙1に記載するとおり、表4-1のルートAからルートCの3つのルートを設けており、それぞれのルートで確認の方法などが異なることとなる。

本章では、各ルートの軽微な変更説明書の確認のポイントを、建築物の用途に応じて記載を行う。なお、特定行政庁が規則で定める場合を除き、軽微な変更説明書には決められた様式が存在しないが、任意の様式として「建築物省エネ法による省エネ基準適合義務制度等に係る手続きマニュアル」等に記載された「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」などが使用されることを想定して確認のポイントを記載している。

また、住宅部分については、外皮性能及び一次エネルギー消費性能とも仕様基準等が用いられ、

省エネ適判が不要となる場合であっても、変更後に外皮性能と一次エネルギー消費性能のいずれかで標準計算を用いる際は新規の省エネ適判が必要となるなど、確認申請時及び変更時に用いる計算方法等により様々なケースが想定されるため、その取扱いを表4-2に整理した。

表4-2 住宅部分の計算方法等の変更に応じた取扱い

用いた計算方法等 ^{※1}		取扱い	備考
確認申請時	変更後		
仕様基準等	仕様基準等	省エネ適判不要 ^{※2}	
仕様基準等	標準計算等	新規で省エネ適判が必要	
評価書等	評価書等	省エネ適判不要	変更内容に応じて、軽微な変更説明書又は変更後の評価書等の添付が必要
評価書等	標準計算等	新規で省エネ適判が必要	
標準計算等	仕様基準等	省エネ適判不要 ^{※2}	任意で再適判の取得も可能
標準計算等	標準計算等	変更内容に応じた取扱い	表4-1による
<p>※1 仕様基準等とは、外皮・一次エネとも、仕様基準等とする場合。 標準計算等とは、外皮・一次エネのうち、いずれか又は両方とも標準計算とする場合。 評価書等とは、住宅品質確保法に基づく設計住宅性能評価書や長期使用構造等である旨の確認書、長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅認定通知書を活用する方法を用いる場合。</p> <p>※2 軽微な変更説明書により、変更内容を完了検査で確認する。</p>			

(参考)

建築物省エネ法第29条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定では、同条第3項により複数建築物の連携による計画の認定を行うことも可能となっている。当該認定において申請建築物からエネルギー供給を受ける他の建築物は省エネ適判の対象でもあるが、他の建築物の計画に変更が生じた場合、認定計画の変更(建築物省エネ法施行規則第25条の軽微な変更を除く。)が必要になり、その変更に係る変更認定通知書の交付を受けた場合、省エネ基準に適合し、かつ、誘導基準にも適合することの証になる。よって、他の建築物に係る変更手続きを合理的かつ円滑に進めるため、当該通知書を建築基準関係規定に適合することが明らかな書類として活用することもできる。

2. 住宅部分の軽微な変更説明書の確認

住宅部分では、外皮性能及び一次エネルギー消費性能について、省エネ適判を要しない仕様基準等あるいは評価書等を用いる方法と、省エネ適合性判定を要する標準計算（仕様基準・標準計算併用を含む。以下同じ。）を用いる方法の、いずれかを選べることとなっている。

前者の方法により、外皮性能及び一次エネルギー消費性能とも仕様基準等に適合させる場合、仕様基準等で定める仕様の範囲内で変更を行う場合は、省エネ適判を要しないが、仕様基準等では基準を満たさなくなる変更を行い、標準計算を行う場合は、表 4-2 で記載するとおり、完了検査申請を行う前に省エネ適判を受け、適合判定通知書の交付を受けることが必要となる。

仕様基準等を用いた場合の変更（仕様基準から誘導仕様基準への変更等含め、仕様基準等で定める基準内のものに限る。）については、建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（住宅部分・仕様基準等）を確認する場合には、第一面（4）の軽微な変更の内容欄を確認した上で、第二面に記載された具体的な変更内容と添付図書の内容とを確認する。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る
軽微な変更説明書（住宅・仕様基準等）
（第一面）

2026年 ●月 ●日

●●確認検査機関 様

申請者氏名 省エネ 太郎

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	●●マンション新築工事
(2) 住宅の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 確認済証交付年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 軽微な変更の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更
(5) 備考	

図 4-1 省エネ軽微な変更説明書（住宅・仕様基準等）第一面の様式例

次に、省エネ適判を要する標準計算を用いた場合の軽微な変更の内容については、技術的助言別紙 1 で示されている。以下では、当該助言に示された軽微な変更該当する建築物のエネルギー

一消費性能を向上等させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更（ルート A）、一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更（ルート B）、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（ルート C）のそれぞれについて、その概要を記載する。

1-1 ルートAの場合

標準計算を用いた場合のルート A に該当する軽微な変更は、外皮性能の向上（ U_A 、 η_{AC} が減少となる変更）や、設置する設備機器等の省エネ性能の向上など、建築物のエネルギー消費性能等を向上、あるいはエネルギー消費性能等に影響を及ぼさないことが明らかな変更が該当する。これらの変更について、省エネ計画書に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）を確認する場合には、第一面（4）の A 欄を確認した上で、第二面に記載された変更内容と添付図書の内容とを確認する。

(参考様式)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（住宅・標準計算）
（第一面）

2026年 ●月 ●日

●●確認検査機関 様

申請者氏名 省エネ 太郎

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 住宅の名称	●●マンション新築工事
(2) 住宅の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	<input checked="" type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
(5) 備考	

図 4-2 省エネ軽微な変更説明書（住宅・標準計算）第一面の様式例

第二面以降では、具体的変更内容の詳細を確認することとなるが、その内容は以下に掲げる変更であることの確認となる。

- 1) 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更として、次のイからニに該当する変更。
- イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更
 - ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
 - ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
 - ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

上記に係る概要及び具体的な事例としては、以下のようなケースが考えられる。ただし、いずれも省エネ基準への適合性に係る判断の例であり、建築基準法上の計画変更の要否は別途判断を行うことが必要となる。

イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更は、外皮面積の変更を伴わない範囲において軽微な変更としている。例えば、施工する断熱材の熱抵抗値が増加すれば（熱伝導率の減少や厚さの増加。）、当該部位の熱貫流率や日射熱取得率は必ず減少すると判断することが可能である。なお、開口部に関しては、開口部仕様の変更が無ければ、単純な開口部面積の減少については軽微な変更となる。

上記以外にも、各部位あるいは断熱補強などの断熱材種別の変更（熱伝導率や厚さが変わらない（熱抵抗値が変わらない。）、断熱材種別のみの変更に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能に影響しないことが明らかな変更となる。

ロ 一次エネルギー消費性能に係る標準計算で使用することが可能となっている項目の「通風の利用」、「蓄熱の利用」及び「床下空間を経由して外気を導入する換気方式」については、エネルギー消費性能の向上が見込める内容であるため、完了検査段階で新たに当該項目を利用する変更がなされていたとしても軽微な変更として取り扱って差し支えない。

ハ 省エネ計画書に使用機器の型番等が記載されていた場合、工事期間中に機器のモデルチェンジ等が行われ、型番等が変更されるケースが往々にしてある。その場合、従前の機器から省エネ性能が向上していることが確認できれば、軽微な変更として取り扱うことで差し支えない。例えば、ガス給湯器であれば、単純にエネルギー消費効率あるいはモード熱効率の値が向上した場合などが該当する。また、照明器具の人感センサーの設置など、省エネ性能の向上に資する制御等の変更も、軽微な変更に該当することとなる。

ニ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設とは、省エネ計画書に記載の無かった太陽光発電設備の設置、あるいは当該設備のシステム容量の増加などが該当する。

1-2 ルートBの場合

標準計算を用いた場合のルートBに該当する軽微な変更は、一定以上のエネルギー消費性能を有する（変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない）建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更が該当する。省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のB欄を確認した上で、第三面に記載された変更内容と添付図書の内容を確認する。

2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更。

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。

次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。

イ 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。

床面積に関しては、一次エネルギー消費量の計算上必要となる主たる居室、その他の居室又は非居室について、それぞれ10%を超えない範囲内での増減は、軽微な変更として取り扱うことで差し支えない。例えば、住宅の間取り等が若干変更されていたとしても、当該範囲内に収まる変更であれば軽微な変更として取り扱う。

ただし、これは省エネ基準への適合性に係る判断であり、建築基準法上の計画変更の可否は別途判断を行うことが必要となる。

次に、外皮に関する変更は以下の（イ）から（ニ）のいずれかと定めているが、同時に複数の項目で変更を行うことは出来ないため注意する必要がある。

ロ 外皮

外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の 0.9 倍以下の場合に、次の (イ) から (ニ) のいずれか (同時に二以上の変更を行う場合を除く。) に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

(イ) 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

(ロ) 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

(ハ) 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

(ニ) 基礎断熱の基礎形状等の変更

次にロでは、確認申請段階で外皮基準値に対し 10%以上の余裕を持って適合している場合、一定の外皮性能に影響が及ぶと考えられる以下の計画変更についても、軽微な変更として取り扱うことを定めている。ただし、いずれも省エネ基準への適合性に係る判断の例であり、建築基準法上の計画変更の要否は別途判断を行うことが必要となる。

(イ) では、開口部仕様の変更を伴わない、外皮面積の 1/200 以下となる開口部面積の増加を許容している。

(ロ) では、変更対象となる開口部面積が外皮面積の 1/200 以下となる場合、当該開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更や、ひさし等の日射遮蔽部材をなくす変更を許容している。例えば、便所などに設けた小さな窓 (1/200 以下。複数存する場合はその合計面積が 1/200 以下とする。) について、複層ガラスを単版ガラス変更することも許容される。

(ハ) では、外皮面積の合計の 1/100 以下の変更であれば、当該外皮 (開口部以外とする。) の断熱性能が低下することを許容している。例えば、玄関ポーチ前の外気に接する床となる小さなオーバーハング部分 (1/100 以下。複数存する場合はその合計面積が 1/100 以下とする。) について、設置する断熱材の厚さを薄くすることも許容される。

ただし、ここでは断熱性能の低下を許容しているだけであり、断熱性能をなくす (設置予定の断熱材を設置しないなど。) ことまでは許容していないため、合理的な範囲内で設計図書どおりに断熱施工することが望ましいと考えられる。

(ニ) では、基礎断熱を採用する住宅 (部分的に基礎断熱を採用する住宅も含む。) について、対象となる基礎の形状等を変更しても軽微な変更として取り扱うことを記載している。

1-3 ルートCの場合

標準計算を用いた場合のルート C に該当する軽微な変更は、ルート A 又はルート B に該当せず、外皮性能及び建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更（下記囲みのイからハに該当する変更を除く。）が該当する。

3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更

次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。

イ 建築物の用途の変更

ロ 基準省令第1条第1項第2号イの基準を適用する場合における同号イ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更

ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ（1）の基準から（2）の基準への変更又は（2）の基準から（1）の基準への変更

上記において、具体的なルート C に該当しない変更とは以下のとおりである。

イ 建築物の用途の変更とは、住宅から店舗など異なる用途に変更する場合

ロ 外皮性能に係る計算方法の変更として、標準計算から仕様基準または仕様基準から標準計算に変更する場合

ハ 一次エネルギー消費性能に係る計算方法の変更として、標準計算から仕様基準または仕様基準から標準計算に変更する場合

省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）の C 欄を確認した上で、所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する「軽微変更該当証明書」により、変更後の計画が省エネ基準に適合することが明らかな変更該当することを確認する。

(1) 建築物の名称	●●マンション新築工事
(2) 建築物の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合性判定等年月日・番号	000-00-2025-0-0-00000
(4) 変更の内容	<input type="checkbox"/> A 省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input checked="" type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
(5) 備考	軽微変更該当証明書（令和8年●月●日取得）を別紙として添付

図 4-3 省エネ軽微な変更説明書第一面の記載例（ルート C）

第6章 参考資料等

■省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

令和 年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	① 非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

■省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

様 令和 年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 照明設備	① 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

- 1 -

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの低下う負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A:目視による立会確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

平成 30 年 2 月 5 日 第 1 版発行
平成 31 年 1 月 28 日 第 2 版発行
令和 元年 11 月 1 日 第 3 版発行
令和 3 年 4 月 1 日 第 4 版発行
令和 7 年 4 月 1 日 第 5 版発行

編集 日本建築行政会議 設備部会

企画・発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1-15
神楽坂 1 丁目ビル 6 階
E-mail : tekihan@hyoukakyoukai.or.jp

編集協力 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）